

『百寮訓要抄』 伝本考・附校本

小川 剛生

論文要旨 『百寮訓要抄』は、二条良基（一一三二〇～一一三八八）が著した朝廷官職制度の解説書で、二官八省以下の大小の官衙とその職員を列挙し、沿革・職掌・任官の慣例等を仮名書きで説明したものである。同じく南北朝時代に著された北畠親房の『職原抄』とならんで、官職制度理解のためのよき手引きとされている。しかし本文批判は殆どといって良いほど行われておらず、そのまま利用するには問題が多い。本稿では五十本ほどの伝本を調査し、大別して二類六種に分類される諸本の性格と本文の形成について、ほぼその見通しを立てることが出来た。そうして得られた本文をもとにして、室町期を中心とした流布の様相を述べつつ、その官職制度書としての特質について考えた。附録として陽明文庫蔵慶長三年（一五九八）写本を底本に、簡略な校本を作成した。

- 一、本書の評価
 - 二、諸本の類別と概要
 - 三、諸本の書誌
 - 四、第一類本の本文
 - (1) 分類の規準
 - (2) 第一種と第二種
 - 五、第二類本の本文
 - (1) 分類の規準
 - (2) 第一種
 - (3) 第二種
 - (4) 第三種
 - (5) 第四種
 - 六、諸本の注記
 - 七、小括
 - 八、官職制度書としての特色
 - 九、享受の諸相
- 附、校本

一 本書の評価

和田英松（一八六五—一九三七）の著、『官職要解』^①は、初版刊行以来ちようど一世紀となるが、いまなお令制度下の朝廷官職制度に関する概説書として最上のものである。和田は序のなかで王朝の官制を知るのに参考とすべき書物として、古くは平基親の『官職秘抄』、北畠親房の『職原抄』そして二条良基の『百寮訓要抄』を挙げている。

いずれも中世に入つてのものであり、とくに親房と良基は朝廷の諸儀が衰微した南北朝期の人であるが、かえつて制度の実態について具体的な記述に富み、朝廷の官が実際にいかなる活動をしたか、どのような人材が補任されたか、などの点を知るためにはこの三書に就くのが捷徑なのである。

さて『百寮訓要抄』は他二者と違つて仮名書きである。また「訓要」の名が物語るように、簡略をもつて宗としたようであり、『職原抄』よりは一段軽く見られたようであるが、平易な解説が時代の要請に叶つたようである。室町後期には多くの写本が作られ、江戸期に入つてからは少なくとも三度板行されている。また国学者の手になる注釈書も『百寮訓要抄直説』『百寮訓要抄詳解』『百寮訓要抄別註』の三種が現存しており(後二者を以下『詳解』『別註』と略称)、『職原抄』の域には及ばないものの、相当に広く読まれたことが分かる。

現在でも朝廷官制の実態を知る時に『百寮訓要抄』の記述が参照されることは必ずしも少なしとしない。たとえば「概して簡略平易であり、中には厳密でない場合もある。しかし、朝官の盛事と零落した当時との相違・推移を概略把握するには便利であろう」などと、王朝の官制をその残照期において俯瞰した書物として利用価値を認められている。ところが、本書の書物としての成り立ちについての関心は極めて低く、とくに本文の問題には殆ど関心が払われていない。

現在活字本としては新註皇学叢書本・続群書類従完成会本があり、版本によつて校訂された群書類従本を底本としているが、ともに善本ではないばかりか、改竄の手が加えられていて、著者の意図あるいは本書の面目を正しく伝えているとは言い難い。ただし新校群書類従第四卷(内外書籍 昭6・7)は、内閣文庫蔵紅葉山文庫本との校異を示して注目されるが余り利用されておらず、それも十分なものではない。

こうしたことから、本稿では『百寮訓要抄』の諸本研究を行い、本文批判の結果に基づいて校本を作成し、そこで

得られた本文により南北朝期の官制書としての本書の面目を窺うこととした。どの伝本にも多かれ少なかれ後人による改変があつて、その原姿を再建することは容易ではないが、それでも本文批判の結果、ある程度は良基の意図したところへ遡及することは可能であり、これに基づいて本書も初めて活用され得るであろう。諸本研究はまた本書への関心を跡づけるものでもあり、公家社会は勿論として、武家社会の秩序形成にも貢献した本書の価値を正しく評価するために、各時代に享受された本文の腑分けが必要となる。

本稿では、八十弱の官衙と数百の官職を取り上げることになる。それぞれの条項において官衙ないし官職名を標記したところを「標目」とし、そこに加えられた説明を「本文」とした。単に「条」「項」「項目」と言えば標目と本文を併せたものとする。参照の便宜として各項目には「太政大臣」(2-03)など私に附した番号を併記してある。詳細は一一五頁の校本の凡例を御覧いただきたい。

二 諸本の類別と概要

本書の伝本は多く、『国書総目録』によれば三十二本にのぼる写本が掲げられている。また版本には慶安二年・寛文三年・刊年不明の三種が掲げられ、各所に蔵されている。これまでに五十本ほどの諸本を調査した。

これらの諸本の類別のため、最も便利な目安は奥書であろう。ほとんどの伝本には、左の奥書のいずれかが存している。それぞれを奥書A・Bとする。

A 此一巻依左府幕下不審作進之、
鹿苑院殿

他人不存知事等多載之、不可有外見者也、

日本第一撰政揚名介 二条殿 御判

B 凡此記者、後福光園院関白良基公、自鹿苑院殿依御所望被記了、

然間以中山大納言定親卿本密々令書写已、

康正元年十二月廿六日

判

いまAを持つ諸本を第一類、Bを持つ諸本を第二類とする。これは各項目の有無および本文の異同などによって示される諸本群の性格とも対応する。まずはA・B奥書の意味するところを読解し、本書の成立年代について推考する。Aの「日本第一撰政揚名介」とは奇妙な名乗りであるが、⁴永徳二年（一三八二）年四月十一日、良基は後小松天皇の摂政となり、摂政の詔はこの一度しか受けなかつたから、これ以後のことである。「左府幕下」とは、傍書の示すように足利義満のことである。義満が左大臣と近衛大将を兼ねていたのは永徳二年正月二十六日に左大臣に任ぜられてより至徳元年（一三八四）三月十日に右大将を辞するまでの間であるから、Aが記されたのは永徳二年から至徳元年の二年間となる。⁵さらにいえば、義満は永徳三年六月に准三后を宣下されているから、それ以前である可能性が高く、結局本書は永徳二年頃、義満の需にに応じて与えられたと結論出来そうである。

義満は二十一歳の永和四年（一三七八）に権大納言右大将となって以後、驚異的なスピードで昇進を遂げた。永徳二年正月に左大臣となった後は、一上として文字通り百官の上首に立つことになり、朝廷の官職機構について一般的な理解を必要としたのであった。本書成立の動機をここに求めてよいであろう。

一方、Bは良基が薨じて七十年程経った康正元年（一四五五）、某が中山定親（一四〇一〜一四五九）所持本を書写した本奥書である。二つの奥書は同じことを語っている訳で、BはAを受けている可能性が高い。単純に考えても、Aが一応は良基自身の識語だとすれば、Bを持つ第二類本は随分下った時代の本文を持つことになる。

本書は「百寮」の語の由来を解説した序文風の文章から始まり、神祇太政の二官、八省、そこに属する二職・二十寮・三十司の官銜を解説し、諸国・六衛府から仙洞・執柄家に至り、「位階」「女官内侍司」に及んで終わる。諸本によつてはさらにいろいろな附録が加えられるが、『百寮訓要抄』の内容としては「女官内侍司」までと認められる。ところで「位階」は親王の位である一品から四品、ついで人臣の従一位から六位七位八位までを解説するが、不完全な形の諸本が多い。すなわち「正五位下」（77―16）以降の記述を欠くのである。また「女官内侍司」に至つてはこれを持たない写本が圧倒的に多い。

このほかの類別の規準とすべき箇所については後述するとして、第一類はさらに二種に、第二類は四種に内分される。それでは、『国書総目録』未登載のものを含め、現在までに調査し得た諸本を左に一覧する。（ ）内は函架番号である。

【第一類本】

第一種…奥書無、「位階」「女官内侍司」を持たない。

1、尊経閣文庫蔵明応十年写本（七・二三）

2、東京大学史料編纂所蔵明治二十四年影写本（二〇五六・八三）

第二種…奥書A、「位階」「女官内侍司」を周備する。

- 3、陽明文庫蔵慶長三年写本（近二四四・五四）
- 4、国立公文書館内閣文庫蔵〔江戸前期〕写本（特二六・七）
- 5、筑波大学附属図書館蔵〔江戸中期〕写本（ム二一五・一一）
- 6、東京大学史料編纂所蔵元和二年写本（徳二六・八七）

〔第二類本〕

- 7、尊経閣文庫蔵〔室町後期〕写本（七・二四）

第一種：奥書無、「位階」「女官内侍司」を周備する。

第二種：奥書B、「位階」は「正五位上」までを記載し、「女官内侍司」を持たない。

- 8、京都府立総合資料館蔵大永四年写本（特九二七・五五）
 - 9、静嘉堂文庫蔵〔室町末期〕写本（二〇四・一一）
 - 10、国立歴史民俗博物館蔵〔江戸前期〕写本（H六〇〇―九二六）
 - 11、名古屋大学神宮皇學館文庫蔵〔江戸中期〕写本（皇二一〇・〇九・N）
 - 12、天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵〔室町後期〕写本（吉一六・三四）
 - 13、京都大学附属図書館清家文庫蔵〔室町末期〕写本（二・〇八・ヒ・一）
 - 14、陽明文庫蔵〔室町末期〕写本（近二四四・六九）
- 第三種：奥書BとAを持ち、「位階」を持ち、「女官内侍司」を持たない。

- 15、東京大学史料編纂所蔵〔江戸初期〕写本（徳九・一七・一）
- 16、国立公文書館内閣文庫蔵〔江戸中期〕写本（一四六・六一八）

第四種：奥書B、「位階」「女官内侍司」を周備する。

- 17、慶安二年版本
- 18、寛文三年版本
- 19、無刊記版本
- 20、群書類従卷七十二所収本
- 21、熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵寛永六年写本（八・六・二〇三）
- 22、慶應義塾大学図書館蔵〔江戸中期〕写本（一四四・五五・一）
- 23、国立国会図書館蔵〔江戸後期〕写本〔朝事片玉〕第三冊（お二一〇・〇九・三二・三）
- 24、静岡県立中央図書館葵文庫蔵〔江戸前期〕写本（二一〇・九・二五）
- 25、順天堂大学図書館山崎文庫蔵承応元年写本（四三一・一）
- 26、神宮文庫蔵享保十六年写本（第七門・四一五）
- 27、静嘉堂文庫蔵〔江戸中期〕写本（七九・二二）
- 28、大東急記念文庫蔵〔江戸中期〕写本（五・一六・一八一四）
- 29、東京国立博物館蔵寛政三年写本（〇一八・と七六五五）
- 30、東京大学附属図書館蔵寛保元年写本（L一一・二三六）
- 31、東洋文庫蔵〔江戸中期〕写本（三・I a・九）
- 32、名古屋市立蓬左文庫蔵〔江戸後期〕写本（中・五六七）
- 33、大和文華館鈴鹿文庫蔵〔江戸前期〕写本（一・一一六四）

34、早稲田大学図書館蔵文政三年写本（イ四・七七五・二七〇）

35、同 蔵（江戸後期）写本（ワ三・一〇四二）

36、国立国会図書館蔵（江戸後期）写本（『鶯宿雜記』第一八一冊）（二三八・二八九）

37、東京大学附属図書館蔵（江戸後期）写本（リ一・六一〇）

右のうち2は1の影写本である。また21から35は版本の、36・37は群書類従本の転写本である（その判別については、九一頁参照）。本文研究の対象からはとりあえず除外する。31の東洋文庫蔵本は二冊本で、宮廷生活を題材とした奈良絵風の細密画が一八面にわたり描かれた豪華本である。

ここに位置付けられなかった写本について一言しておく。まず未見の伝本としては北野天満宮蔵本、備前正宗文庫蔵本、素行文庫蔵本などがある。

東京国立博物館蔵貞敦親王筆永祿八年写本（一八三九）は原本未見、紙焼写真による。列帖装一冊、墨付三十四丁、「撰政」（2—01）項以下の抜書である。二八ウ以後は『拾芥抄』からの抜粋を付す。『百寮訓要抄』の本文の末に「已上百寮訓要抄依大帖所々用之」とあって、既にその親本が抄出本であったと思われる。本文は相当に節略しており、貞敦自身の加筆訂正もあって、抄出がいかなる系統の本文に拠ったか判別するのは容易ではないが、後で述べる第二類本第三種と想定される。

学習院大学史料館蔵西園寺家旧蔵本（五・三三）は二丁分、「主計頭」（20—01）項より、「織部権佑」（27—03）までを遺す残欠本である。〔室町後期〕写（二八・五×二一・六糎）。これも第二類本第二種ないし第三種に属すと思われる。

宮内庁書陵部蔵「家仁親王記並官職雜鈔七」所収本（桂・一五四）はわずか九丁の抄出本であり、大阪府立中之島図書館蔵本（四九二・六・一）・塩釜神社蔵本（一三三二）は『国書総目録』では写本と表示されるが、現物は版本であり、同じく写本として掲げられた秋田県立図書館蔵本（壬・二四・一〜四）は『百寮訓要抄直説』である。これらの本文の検討も割愛する。

三 諸本の書誌

それでは、第一類・第二類の別に、本稿で考察の対象とした諸伝本の書誌を記す。「」内は本稿に於ける略称である。

第一類本

第一種

尊経閣文庫蔵明応十年写本〔明〕

二三・二樞×一八・四樞。袋綴一冊。料紙は薄手の斐紙。本文共紙表紙、左肩に「百寮訓要抄」とうちつけ書き。内題「百寮訓要抄」。墨付四二丁。遊紙前後一枚。本文八行書。本文は三四ウまで。三五オに「弘安礼節」より「僧中礼事」を抜書。三五ウに「位階」を追記。さらに三六オ以後に「御書誘様伊勢駿河殿説之」を附す。伊勢家の書札札の覚らしく、琉球国への書札についての解説や清原業忠の名がある。奥書は四二ウに「明応第十初春之比写之／公胤／明応第十初春」とある。全文徳大寺公胤（二四八七〜一五二六）の筆と見てよい。明応十年（一五〇一）には十五歳で

ある。奥書Aはないが、本文は第一類本とみなされる。また同筆で片仮名書きの本文の補入があり、第二類本の本文に一致するので、公胤は既に本文の異同に気づいていたことになる。全体にルビ・唐名などの書き入れ、抹消や訂正が夥しいが、現存伝本のうち最古の写本であり、さすがに古態をとどめている箇所が多く、注意すべき伝本である。(一一四頁図版1参照)。

なお東京大学史料編纂所蔵明治二十四年影写本は明治二十四年三月、明を忠実に影写したものであるが、その最終丁には「右奥書ハ公爵一条実孝氏所蔵百寮訓要抄ノ奥書ナリ 昭和四年十月之ヲ影写シコ、ニ附収ス」として一条家蔵天文十一年(一五四二)一条房通筆本の奥書一葉を載せる。「此一冊以或人本写之 後普光園ノ撰政御作者也ノ天文十一年九月日ノ従一位(花押)」。当本は戦災で失われたと考えられ、今となつてはその面影を偲ぶ唯一のよすがであらう。

第二種

陽明文庫蔵慶長三年写本〔慶〕

目録書名「百官寮訓要抄」。二五・九×二〇・四種。袋綴一冊。料紙は楮紙。茶色原表紙、上辺虫損あり。左肩に赤色貼題簽、右辺五耗程を残す。墨付五七丁。遊紙前一枚後三枚。内題は二ウ・三六ウに「百寮訓要抄 上(下)」。一オから二オまで『拾芥抄』から公卿濫觴部を抜粋して載せる。本文一〇行書。五七ウに奥書Aに続いて「慶長三年戊辰月日雇前龜齋終写ノ功了」とある。『拾芥抄』の抄出と奥書は近衛信尹(一五六五〜一六一四)筆、本文は慶長三年(一五九八)龜齋の書写にかかる。二巻に分かつ体裁、官衙・官職名など標目を二字下げて記し、改行して本文を記す書式は他には見られないが、誤脱の少ない善本である。

国立公文書館内閣文庫蔵〔江戸前期〕写本〔紅〕

二七・四×一九・三種。袋綴一冊。料紙は斐楮交漉紙。後補紺色表紙、左肩に子持粹題簽を貼り「百寮訓要抄 全」と墨書。墨付五三丁、遊紙前一枚。内題は四オ・三五オに「百寮訓要抄 上(下)」。本文一一行書。冒頭に「拾芥抄」公卿濫觴部を置き、末には奥書Aと慶長三年の本奥書を持つことなどから、慶の極めて忠実な転写本と認められる。冊首に「紅葉山本」の印記。紅葉山文庫旧蔵。

筑波大学附属図書館蔵〔江戸中期〕写本〔筑〕

二九・二×二一・一種。袋綴一冊。料紙は斐楮交漉紙。香色原表紙、左肩に「百寮訓要」とうちつけ書。墨付三五丁。内題は二ウ・二四ウに「百寮訓要抄 上(下)」。本文一五行書。やはり慶の転写本であるが、二箇所錯簡がある。三五オに「寛政五年二月廿三日／(十三行分空白)／右一卷者頼庸朝臣自筆也」とあり、従四位上典薬頭錦小路頼庸(二六六七―一七三五)の書写にかかるといふ。印記、冊首に「錦小路／蔵書」。朱による校合・句点・ルビ・唐名などの書き入れ多し。錦小路家旧蔵。

東京大学史料編纂所蔵元和二年写本〔元〕

一五・四×二〇・五種。袋綴横本一冊。料紙は斐楮交漉紙。水浅黄色原表紙、左肩に貼題簽、「百寮訓要抄」と墨書。墨付四〇丁。遊紙前一枚、扉題「百寮訓」。内題は「百寮訓要抄 上」。本文一一行書。最初平仮名書きで、「大舍人頭」(7―01)から片仮名書きになるが、とくに底本を変更した様子はない。「彈正少弼」(40―03)項までを存す。

即ち下巻を欠くことになるが、四〇オウに「此一卷依左府幕下不審作／進之／日本第一撰政揚名介／御判」と、奥書Aがあり、続いて「此一帖所感得不慮也、無双之」〔跡み〕札不可過之、雖荷縦千／金、輒莫暨外見、尤可秘々々／于時文明二年黃鐘日 判／これも又なかき形見となりやせんけふ／かきなかつ水くきの跡／藏人左少弁藤原寛教判卅二／藏（数行空白）／元和貳年正月吉日 氏善（花押）／新在家ニテ書写畢」とある。印記、四〇ウに「氏善」の黒丸印。文明二年（一四七〇）十一月の奥書は享受史の上で早いものに属するが、藏人左少弁であった人物に「寛教」を名乗る者は（仮に「定教」「宣教」等の誤写としても）該当者が見当たらず、不審である。「氏善」も未詳。標目の上に朱丸を付け、行頭文頭人名官名などに朱で合点を引く。本文は第一類本でもとくに慶に親近し、慶の疑問点を正すことがある。徳大寺家旧蔵。

第二類本

第一種

尊経閣文庫蔵〔室町後期〕写本〔尊〕

二六・六×一九・六糎。袋綴一冊。料紙は斐楮交漉紙。水浅黄色原表紙、左肩に貼題簽「百寮訓要抄」と別筆で墨書。墨付四三丁。遊紙前後一枚。内題「百寮訓要抄」。一〇行書。奥書などなし。表紙右端に恐らく前田綱紀筆で「古書宝永戊子鑑之十也」と墨書。宝永戊子は五年（一七〇八）。この時購入されたのであろう。附属して三通（安藤吉左衛門・葛巻新蔵・古筆了音）の書状があり、松雲公が筆者を鑑定させたことが分かる。そこでは飛鳥井家の人物や中御門宣胤（一四四二〜一五二五）らに擬せられているが、確たる根拠があつての事ではなからうと思われる。書写の態度は頗る謹直であり、第二類本のうちでは最も誤写が少なく、理に叶つた本文を有する。

第二種

京都府立総合資料館蔵大永四年写本〔府〕

二四・一×一九・二種。袋綴一冊。料紙は楮紙。保護のための後補灰色表紙と遊紙一枚あり、それぞれ左肩に「百寮訓要抄 全」「百官訓要抄 全」と墨書す。その下に本文共紙原表紙、左肩に本文と同筆で「訓要鈔」とうちつけ書き。

内題は三ウに「百寮訓要抄」。墨付四一丁。見返しより二才まで、二種類の平家系図（後世の筆か）と杉原賢盛の一流の系図（これは本文と同筆か）、二ウは白紙、三才は「儀同三司」以下の官の唐名につき覚書を載せる。四〇ウ、四一ウは本文同筆で「武家方官途受領事近代之趣凡注也」として、武家官途を抜書する。本文は漢字片仮名書き、一行書。朱書・朱点を施す。「位階」の条「正五位下」以下は筆が異なり、平仮名書きとなり、「女官内侍司」を記した三八丁は補綴である。この本ももとは「正五位上」までを存した形であったことになる。後補の見返し・裏見返しに、明治期の大徳寺関係者の覚書風の紙片を貼る。この本で注意されるのは奥書で、四〇オに奥書Bに続いて、

文明壬寅二月十日以壬生官庫之本頓写了

朝散大夫 印判

右一冊者以清筑後守元定所持本令書写之遂

校合者也

延徳元年十二月廿日

大館伊豫守也
尚氏

とあり、原見返しに本文と同筆で、

大永四南呂十八夜發筆 小春廿又四晝止筆了

とある。大永四年（一五二四）書写本と見てよい。〔従五位下の書名〕「朝散大夫」とは「清筑後守元定」その人であろう。則ち清元定

が文明壬寅（十四年・一四八二）に、壬生官庫本を借りて書写し、さらに大館尚氏（常興）が元定の本をもって延徳二年（一四九〇）に書写した事が分かる。元定が親本とした壬生官庫本に奥書Bが載っていたのだから、年代の近さからも奥書Bは壬生官庫の主の、官務小槻晨照ないし晴富父子あたりの手になる可能性が高くなる。

また二オにある系図は、該本が杉原賢盛（宗伊⁸）の周辺で書写された事を意味するものか。大永四年は孫孝盛の晩年に当たっている。孝盛は大館尚氏と同僚としてはもとより、文事でも深い交際があった。元定・尚氏⁹ら著名な幕府奉行人の間で本書が転写されていた事実が知られ、享受史の上でも重要な一本である。印記は後補表紙の下の遊紙および三ウに「廣橋／蔵書」の陰刻朱印。広橋家旧蔵。

静嘉堂文庫蔵〔室町末期〕写本〔静〕

二五・七×一九・二種。袋綴一冊。料紙は斐楮交漉紙。後補金泥桐花紋様浅黄色表紙。左肩に子持梓題簽を貼り「百寮訓要抄 完」と別筆で墨書。墨付三七丁。内題「百寮訓要抄」。本文一一行書。三六ウに奥書B、続いて三七オに「右一冊者水無瀬権中納言兼成公／御秘蔵之本写也／天正十七年十月廿三日書之／八幡山東坊重誉」とあり、水無瀬兼成（一五一四〜一六〇二）蔵本の写しと分かる。三七ウに「位階の事 私之覚 聞書ヲ注 後人書加へからす候」として位階故実の覚書あり。注記の類が多く施されている。各標目の頭に朱の丸点。官・省・寮・職など官衛名には、官職名には・を付す。

国立歴史民俗博物館蔵〔江戸前期〕写本〔高〕

二七・三×二〇・九種。袋綴一冊。料紙は斐楮交漉紙。無地茶色原表紙、中央に「百寮訓要抄」とうちつけ書。内題「百寮訓要抄」。墨付三七丁。遊紙前後一枚。本文は一二行書。三七ウに本文に続け奥書Bあり。裏見返しの下隅に「明曆」朱印を捺す。後西院天皇の筆か。本文の特徴、注記の体裁とも辭に極めて近い。高松宮家旧蔵。

名古屋大学神宮皇學館文庫蔵〔江戸中期〕写本〔名〕

二五・二×一八・三種。袋綴一冊。料紙は斐楮交漉紙。原装栗皮表紙。外題なし。内題「百寮訓要抄」。墨付六六丁。遊紙前二枚後一枚。本文九行書。本文は漢字片仮名書き。五八オに本文に続けて「百寮訓要抄／凡此記者後福光園院（後）関白良基公依鹿園／院殿御所望被記云々以清大外記宣賢本書之」との奥書を有する。則ち清原宣賢（一四七五～一五五〇）所持本の系統となる。以下に「京中名所」「唐名」などの覚書を附載する。冊首に「平田氏家蔵」「親峯之印」朱印を捺す。

天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵〔室町後期〕写本〔天〕

二五・六×二〇・三種。袋綴一冊。料紙は楮紙。赤香色原表紙、左肩に「百寮訓」とうちつけ書き。内題「百寮訓要抄」。墨付四九丁。本文一〇行書。四九オに本文に続けて奥書Bを有する。標目・本文ともルビ・訓点が多く施されている。冊首に「吉田文庫」の朱印を捺す。吉田家旧蔵。

京都大学附属図書館清家文庫蔵〔室町末期〕写本〔清〕

二七・三×二一・二種。袋綴一冊。料紙は楮紙。後補蒲茶色表紙、左肩に題簽を貼り「百寮訓要抄」と別筆で墨書、

左下隅に「青松」とうちつけ書き。墨付三三丁。遊紙前二枚、後一枚。内題「百寮訓要抄」。遊紙前第一枚才、左肩に「百寮訓」とうちつけ書き。本文一三行書。三三ウ・三三才に本文に続けて奥書B、さらに「此一冊依持明院相公之嚴命卒馳禿筆畢、但文字／等定而書写之誤可有之、以他本可被校正者歟／永正二年冬十一月一日／大外記中原師象」とあり、永正二年（一五〇五）、持明院基春（一四五三〜一五三五）が中原師象（一四八二〜一五三一）に書写させた本の系統を引くと知られる。三三ウ左下隅に「吏部侍郎 秀賢」とあり、清原（舟橋）秀賢（一五七五〜一六一四）所持本。標目を上に、三字空けてその直下に説明を記す形式。墨により官職の和名・唐名を、朱により相当位・定員・唐名などを記入。省の上に六、寮に六、官に六の朱点を上付する。体裁・本文ともに天に近似する。冊首に「船橋藏書」の朱印、冊尾に「船橋」の陰刻朱印をそれぞれ捺す。舟橋家旧蔵。

陽明文庫蔵〔室町末期〕写本〔陽〕

目録書名「百官寮訓要抄」。二五・一×一九・二種。袋綴一冊。料紙は楮紙。原装薄茶色表紙、上辺虫害あり。左肩に鶯色題簽を貼り「百寮訓要抄」と墨書。内題「百寮訓要抄」。墨付三八丁。遊紙前後各一枚。本文一一行書。三八九に奥書Bあり。形式・本文の特徴ともに天・清に極めて近く、同一の祖本から発したものと思われる。

第三種

東京大学史料編纂所蔵〔江戸初期〕写本〔徳〕

二六・〇×二一・〇種。袋綴一冊。料紙は斐楮交漉紙。水浅黄色原表紙、左肩に題簽を貼り「百寮訓要抄 全」と墨書。墨付三五丁。遊紙前一枚（その裏に「致敬札」と題する書き入れあり）。内題「百寮訓要抄」。本文二二行書。徳

大寺家旧蔵。

該本は次のような奥書がある。AとBをあわせもつ形である。

西園寺奥書

柳榮依(管)所望作進之 日本第一撰政揚明介(名) 判

元龜元年四月廿九日 德大寺(大)権大納言 判

凡此記者後福光園院関白良基公從鹿苑院

殿御所望(被)彼記早 然間以中山中納言定親(大)

卿本密々令書写已

康正元年十二月廿二日 判

此一冊依持明院相公之嚴命卒馳禿筆早

但文字等定而書写之誤可有之 以他本可被校

正者歟

永正二年冬十二月一日 大外記中原師象

右一冊以德大寺内大臣(大) 本書写早

于時天正十三年四月十日

即ち、元龜元年（一五七〇）に権大納言であった徳大寺公維（一五三七〜一五八八）が書写、ないし奥書を記し、その本を天正十三年（一五八五）に某人が写したのである。

なお「弘文莊敬愛書図録Ⅰ」等に、天正十三年古写本（書写者は任性という人物）が掲載されており、その写真二葉と比較するに、書風・字詰等まで該本と一致し、親本であることが分かる。

「西園寺奥書」とは公維が書写した親本が西園寺家蔵本であった事を示すのであろうか。国学者大塚嘉樹が「別註」で「古本ト称スルノ書ニハ内侍司ノ事ナシ、後普光園院殿ノ御自書ノ奥書アリ、其書ハ西園寺家ノ蔵書タル由ニテ元龜元年西園寺実益公ノ奥書有、一部ノ文義往々印本ヨリ勝レルモノナリ」として参照している「古本」はこの第二類本第三種のことである。ただ奥書を西園寺実益のものとするのは「西園寺奥書」との句に引かれた誤りである。

国立公文書館内閣文庫蔵〔江戸中期〕写本〔甘〕

二七・一×一九・七糎。袋綴一冊。料紙は斐楮交漉紙。渋引刷毛目紋様原表紙、左肩に題簽を貼り「百寮訓要鈔 全」と墨書。墨付三七丁。遊紙前一枚。内題「百寮訓要鈔」。本文一一行書。徳と全く同じ構成で、天正本または徳の転写本と見られる（但し奥書は「天正十二年」となっている）冊尾に「藤原姓中井氏」（陰刻）、「満弼之印」あり。甘露寺家旧蔵。

第四種

慶安二年版本〔版〕

早稲田大学図書館蔵本（イ四・二四七八・一六八）によって書誌を記しておく。二七・三×一七・六糎。袋綴一冊。紺色原表紙、題簽は剥落。内題は「百寮訓要抄」。単辺匡郭（二〇・二×一五・一糎）。一面一〇行。字面高さ一八・八糎。版心は丁付けのみ。印面五九丁。五九オに奥書B、続いて「慶安二年 三條通愛屋町 林甚右衛門」との刊記あり。

寛文三年版本

慶安二年版本と同版。早稲田大学図書館蔵本（ワ三・六八六〇）によって書誌を記しておく。二五・八×一七・三糎。袋綴一冊。紺色原表紙、外題はなし、題簽剥落した後に「百寮訓要抄 全」とうちつけ書き。内題は「百寮訓要抄」。単辺匡郭（二〇・二×一五・一糎）。一面一〇行。字面高さ一八・八糎。版心は丁付けのみ。印面五九丁。五九才に奥書Bに続いて、「寛文三年 野田弥兵衛新刊」との刊記あり。なお高知県立図書館山内文庫蔵本（ヤ・五一・一、国文学研究資料館蔵マイクロフィルムで披見）は子持梓刷題簽に「改正百寮訓要抄 全」と刻している。

無刊記版本

上記二本と異版であるが本文は同じといつてよい。僅かながら修があり、やや後のものか。国文学研究資料館蔵青州文庫本（ヤ七・五一）によって調査すると、二七・一×二〇・〇糎。袋綴一冊。後補薄香色表紙。外題は表紙左肩に「百寮訓要抄」とうちつけ書き。内題は「百寮訓要抄」。匡郭ナシ。一面一一行。字面高二〇・八糎。印面五五丁。五五才に奥書Bあり。その後に朱筆で「コノ書ハ良基公ノ義満公ヘツカハサレシタルニテアヤマリハ無ソ今見ルニ所々アヤマリアルハ／モノ、本屋ノカキテノアヤマリ也是ヲアラタムル也イソカシクイソクニヨリアヤマリヲケツ／ラス シヨク原抄ト見合テヨキ也／トキニ宝永元年甲申年八月十九日朱点終 歌荒榎田種（花押）」との書き入れがあり、これによれば宝永元年（一七〇四）以前の刊行となる。

以上、版本は各所に蔵されるが、これ以外の版種は管見に入らなかつた。また版本の写しは極めて多い。

群書類従卷七十二所収本〔類〕

類従版本で調査すると、内題「百寮訓要抄」。印面四七丁。一面一〇行。奥書Bに続けて「此一冊依持明院相公之嚴命卒馳禿筆早 但文字ノ等定而書写之誤可有之 以他本可被校正歟ノ永正二年冬二月一日 大外記中原師象ノ右百寮訓要抄以一本及流布印本校合畢」とあり、清や徳と同じ祖本に発し、写本と版本とで校訂した事が分かる。

四 第一類本の本文

(1) 分類の規準

まず第一類本と第二類本との異同について吟味し、両系統の先後について論ずることにしたい。さきに奥書の形の違いについて指摘したが、その区別を付けるべき規準を列挙する。これを〈規準Ⅰ〉とする。ここでは条項目と本文の増減をそれぞれ比較した。①②③は項目そのものの有無を、④から⑩は傍線を附した字句の異同を、それぞれ○・△・×などの記号で表した。一はその項目が最初から存さないことを意味する。その結果が〈表Ⅰ〉である。なお、本文の引用はとくに断らない限り、第一類本は麁ないし明に、第二類本は尊に代表させている。

〈規準Ⅰ〉

- ① 「神祇大史」「神祇小史」「神祇権小史」(1—09と10の間) 項、有〃○、無〃×。
- ② 「造酒権正」(37—02) 項、有〃○、無〃×。
- ③ 「采女権正」(38—02) 項、有〃○、無〃×。
- ④ 「神祇伯」(1—01) 項の本文「た、姓を賜らぬはかりにて清花の家にはあらず其御後と申すはかりにて王孫の

よしなり」。傍線部有〇、無×。

⑤「神祇大副・権大副・少副・権少副」(1—02—05)項の本文

「当時卜部中臣の輩など任す、諸社の神主など任せす、よのつねの人はならず」〇

「当時卜部中臣の輩など任す、諸社の神主など任するなり、よのつねの人はならず」〇△

「当時卜部中臣の輩など任す、諸社の神主など任するなり」〇×

⑥「太政大臣」(2—03)項の本文「当時久我・中院・三条・西園寺・花山・大炊御門、此一流の人々、賢才によりて宿老の後なる也、人臣の極官にてある也、中院・閑院・花山を三家と云」。傍線部有〇、無×。

⑦「式部大丞」(13—06)項の本文「地下の六位しかるへき者はに任す、六位藏人などの兼官つねの事なり」。傍線部有〇、無×。

⑧「大炊頭」(31—01)項の本文

「近比は外記代々相伝してなる官也、御稲田などを奉行する間、局務外記など知行するなり」〇

「近比は外記代々相伝してなり知行するなり」〇×

「近比は外記代々相伝して知行するなり、御稲田などを奉行する間、局務外記など知行するなり」〇△

⑨「玄蕃寮」(17)条の本文「鴻臚館として唐人のつく所も此所にあるへし、古今の秘事にもろこしの判官是なり」。傍線部有〇、無×。

⑩「大宰府」(53—59)条の本文「また大唐通事として唐の通事の官あり、以前申様に此官ももろこしの判官にて候よし申にや、いつれにてもこそあれ、又有様候哉」。傍線部有〇、無×。

表一

類	種	諸本	奥書	巻数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
I	一	明	—	1	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○		
	二	慶	A	2	×	○	○	×	×	×	×	○	○	×		
		元	A	2	×	○	○	×	×	×	×	×	○	○	—	
II	一	尊	—	1	○	×	×	○	△	○	○	○	×	×		
	二	府	B	1	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×		
		静	B	1	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×		
		高	B	1	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×		
		名	B	1	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×		
		天	B	1	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×		
		清	B	1	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×		
		陽	B	1	○	○	×	×	○	○	○	○	×	×		
		三	徳	A B	1	○	×	×	○	△	○	○	○	○	○	○
			四	版	B	1	○	×	×	○	○	○	○	△	×	×
				類	B	1	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×

それでは順に検討す

る。奥書のAとBの別
に、項目・本文の差異
もほぼ対応しているこ
とが分かる。奥書のな
い本も系統を判別する
ことが出来る。おおよ
かな傾向として、第一
類に対して、第二類が
本文を増補しているこ
とが察せられる。

①の第二類本には神
祇官の四等官として神
祇大史・神祇小史・神
祇権小史を掲げて「以

上任官の子細同前」という説明を加える。第一類本にはこれがない。一方、第一類本にのみ②造酒権正・③采女権正
という官が記載されている。「職原抄」隼人司には「此官以下諸司無権官并次官」とあり、第一類本が造酒司や采
女司で権正を掲げるのは官制としては誤りとなる。但し、このような諸司の長官（カミ）といっても、ほとんど実質

官	長官	次官	判官	主典
神祇官	伯	副	祐	史
八省	卿	輔	丞	録
寮	頭	助	允	属
職・坊	大夫	亮	進	属
台	尹	弼	忠	疏
府	督	佐	尉	志
司・監	正	一	佑	令史
大宰府	帥	貳	監	典
大国	守	介	掾	目
上国	守	介	掾	目
中国	守	一	掾	目
下国	守	一	一	目

表II 四等官表

なく、僅かに年給や成功などで、まったくの名譽として任官されるばかりで（それすら当時は希望があったかどうか疑わしいが）、もはや正権の区別も曖昧であったようである。とすれば良基がうっかり権官のことを記述し、後で気づいて削除したことはあっても、その逆は有り得ないであろう。これと関連する第一類本の特色として、隼人司・織部司・正親司・主水司・市司など諸司の三等官を「佐」（スケ）と表記している。これらの諸司では次官が存在しないのだから、第二類本のように「佑」（ジョウ）の字を充てなければならぬ（表II参照）。『別註』には「按ニ此書ノ例、省寮等ノ官、長官・次官ノミ挙ラレテ、判官・主典ハ洩シ玉ヘリ。然ルニ諸司ハ次官無クシテ長官・判官・主典ノミナルユヘ、長官ト判官ヲ挙ラレ主典ハカリヲ洩シ玉ヘリ」と述べている通りである。

しかしこれは同時に『百寮訓要抄』が四等官を必ずしもすべて掲げない方針を看破している。もはや有名無実の主典（サカン）は省略し、わずかでも任人が居る長官・次官にのみ触れたことになる。①に戻って、第二類本が神祇官の四等官の「史」を掲げたのは、果たして良基の意に出たものであろうか。むしろ『職原抄』などの記述に基づいて、本書に「史」に関する記述がないのは不審として、増補した可能性があるように思われる。

たしかに『百寮訓要抄』は、諸官衙の三・四等官には触れないことが多い。八省では、中務省は「卿・大輔・少輔」のみを挙げるの

みであり、式部省は「卿・大輔・権大輔・少輔・権少輔・大丞・小丞」までを立てるが、治部・民部・兵部・刑部・大蔵・宮内の六省は「卿・大輔・権大輔・少輔・権少輔」を挙げ次官までしか記述しない。

これはいかにも不統一で、厳密ではない印象を与えられる。とくに中務省の輔が権官を立てないのは不審で、事実「別註」も脱落かと疑っている。一方、『職原抄』の現存本では四等官制を尊重していて、八省の構成員でも、卿・輔・丞・録までを厳密に立項し、権官や副官がある場合は、当官のところにその旨を注記する方針である。つまり「卿・大輔^権・少輔^権・丞^{大少}・録^{大少}」という形である。良基はいかにもおおらかなところがあり、同じ公家学者でも親房はもとより実の孫である一条兼良なども随分違う。しかし『百寮訓要抄』の方針は百官を網羅するのではなくて、現実には任官される、もしくは任官希望者がある官について立項しているとみなせばそれはそれで意味のあることで、式部大輔・少輔が朝廷の紀伝道の学者が先途とする官であったため、式部省だけは「丞」にまで任官希望者が及び、この項を立てたものと推察されるのである。

こういった良基の方針を存知していれば、府が「中務省」条で「丞」の項を設けたり、版・類が「治部省」条に「丞^{大少} 録^{大少}」項を置くのは不自然であり、『職原抄』の記述に適合させようとして操作したものと断じて良い。それは後世に朝廷官職に対する関心が高まった結果として加えられたのである。『百寮訓要抄』の諸本の分流を促した事情は、一方でこのようなところに存すると思われる。そして第一類本は、第二類本に対し、こういう後人のさかしらが比較的少ない伝本なのである。

続いて主な本文の異同について見たい。④は主に神祇伯を世襲した白川伯家についての説明である。傍線部の字句があつた方が合理的で、ここは第一類本の脱落であろう。

⑤は少し複雑で、第一類本に対して、第二類本に増補が認められるが、そのうち第一種と第三種が「諸社の神主なと任するなり、よのつねの人はならず」、第二種と第四種が「諸社の神主なと任せず、よのつねの人はならず」とする。第一類本と、第二類本の第二種・第四種では説明が全く逆になってしまう。

『職原抄』の同じ箇所を参照すると「大中臣・斎部・卜部三姓之人任之」とある。良基もこれに基づいて「当時卜部中臣の輩なと任す」と記した。その卜部・中臣出身者を特に任ずると理解してか、第二類本では「よのつねの人はならず」という字句が加わったのであろう。ただ、そうすると「諸社の神主なと任するなり」と矛盾してしまうので、「諸社の神主なと任せず」と改変したものであろう。ここは第一類本の形のままでよいのである。第二類本の第一種と第三種は本文が改変される前の段階を示している可能性がある。

⑥は第一類本では「当時久我・中院・三条・西園寺・(徳大寺・洞院)花山・大炊御門、此一流の人々、賢才によりて宿老の後なる也、人臣の極官にてある也」と、いわゆる清華の家々を順に挙げた説明である(明は「」で括つた徳大寺・洞院の両家が加わる)。

ところが第二類本では、家々に出入りがあるものの、「当時中院久我・土御門・堀川
三条坊門など也・閑院三条・西園寺・洞院
徳大寺など也・花山大炊御門などの一流の人々賢才によりて宿老の後なる也、人臣の極官にてあるなり、中院・閑院・花山を三家と云」とし、家々を閑院流(藤原公実の子孫)・中院流(村上源氏)・花山院流(藤原家忠の子孫)の諸流に帰属させた整然とした形であり、傍線部のような説明が加わる訳である。

「三家」の語は、第一類本でも「執柄、三家の人々、日野・勸修寺なども当時はなる也」(「大納言」2―07)、「三家の人々もなる官也」(「彈正尹」40―01)と多く用いられている。第二類本は清華の家柄の事例を整理して示し、かつ本文中で多く使用されている「三家」に定義を与えたと見られる。このような改修は後人の所為とは思えず、良基

によるものであろう。

⑦の傍線部は第二類本にのみ存し増補であろう。⑧は第二類本の脱文と分かる。このうち版本は同じくこの字句を脱していながら、他本でそれを補ったものであろう。

さて興味深いのは⑨と⑩である。要するに「もろこしの判官」の正体について触れているのが第一類本、その字句が一切ないのが第二類本ということになる。そして、第二類本のうち第三種だけがこのことに触れているのは、奥書に記されるようにこの本が第一類本第一種との混態本であることの証左である。

さて、この「もろこしの判官」とは『古今集』雑下・九九三、

寛平御時にもろこしのはう官に召されて侍りける時に春宮のさぶらひにて、

をのこともさけたうべけるついでによみ侍りける

藤原忠房

なよ竹のよながきうへにはつしものおきみて物を思ふころ哉

という詞書の解釈に係わるものと考えられる。鎌倉・南北朝期の代表的な古今集注釈書、『頭昭注』『三秘抄』『為相注』『六卷抄』『浄弁注』などは、いずれも「もろこしの判官」を遣唐使の三等官と解している。本書のように玄蕃寮に属する鴻臚館に居るとか、大宰府に属する大唐通事であると説は見当たらない。たしかに秘説の類であろう。

⑩で明に「以前申様に」とあるのは⑨を受けたものであるから、首尾相応している。良基は古今集の秘説を第一類本では開陳し、第二類本で削除したものであろう。良基の歌学を窺うのに興味深い内容であるし、伝本の先後関係を考えるのに示唆的でもある。

このほか字句の異同は枚挙に遑がない。「侍従」項(3—04)の本文「当時は其数おほし」を第二類本は「当時はその数数輩也」とするのは前者がよく、「中務省」(3)の条「人の位階の位袍」の傍線部は第二類本の「位記」に就

くべきである。また「大炊助」(31—02)の「六位是に任す」を第二類本では「五位」とするのは誤り(相当は従六位上)、逆に「正親佑」(35—02)の「五位是に任す」は誤りで、第二類本が「六位」とするのが正しい。ただ、後述するようにこのような差異は良基自身の考えや各時代の有職故実学を反映しているところもあり、一概にどちらかを正説とする訳にもいかない。大体の異同は新校群書類従本に示されているが、第二類本である類従本の本文だけが提供されている現状は大いに問題があろう。

ここで一つだけ興味深いものを指摘しておく。中世には中原氏・清原氏がほぼ独占した「少外記」(2—15)について、第一類本は「宰所大略大外記におなし、清家・中家など任へし、権官也」とする。この短い解説において、第二類本の第一種・第二種・第四種は傍線部を欠き、第三種は「権官あり」とする。

一見「権官あり」という記述が最も合理的なようである。ところが、この「権官也」という記述は簡単に捨て去るべきものではない。中原・清原両家の出身者は権少外記に任ぜられ、ついで五位に叙された後で官を辞する昇進ルートを辿るので、彼らは少外記の正官を経ることはないのである。⁽¹²⁾つまり「権官也」という本文は、まさしくこうした任官慣例を言い当てている。中世の官制解説書として、第一類本の本文が俄然注目される所以である。おそらく第二類本ではこれの意味するところが分からず削除してしまったものであろう。

以上のような比較の結果からも、第一類→第二類という方向は動くまいと思われる。全体として第一類本と第二類本との間にはかなり截然とした対立がある。しかも、第一類本の本文の方が優れ、第二類本の誤写誤脱に帰せられるケースが少なくない。奥書の形式とあわせて、第一類は良基の手許にあった本(初稿本)を祖とし、第二類は義満献呈本(改修本)を祖としていると推定される。それでは第一類本そのものの成立について次に考えてみる。

(2) 第一種と第二種

明と、慶・元の間では、本文にかなりの異同がある。元は誤写が多く、また上巻だけの零本であるから、明と慶と、どちらが良基の祖本の姿をより忠実に伝えていているのが重要である。良基の晩年において、自らの手許に置いた本に修訂の筆を加え、それが明と慶との異同に反映している可能性も考慮に入れる必要がある。

まず明の項目の有無を注しておく。「少内記」(4—02)、「主水司」の諸官(39—01—04)、「春宮権大進」(46—06)の項をそれぞれ欠いている。また「諸国」の「山城権少目」(53—01—15)の後の説明、「已上国々の司：得分ありけるなるへし」を欠く。

これらは不慮の誤脱としても「陸奥出羽按察使」(53—29)の項を「諸国」の前に置き(他本では東山道のところ)、「大宰府」(53—59)を逆に六十六ヶ国の一番末に置く(他本では西海道のところ)のも特異である。さらに二つの官衙が並立している場合は、それぞれ後出する官衙を省いたようである。そのため「右京職」(43)、「西市司」(44)、「右馬寮」(61)などの条は全く立てられていない。

このように標目を立てその説明を順に記すという書式を、明は必ずしも守らず、相当に乱雑で(図版1参照)、誤写・誤脱も多く、公胤自身の筆による訂正や抹消の跡が甚だしい。特に後半では意図的に説明を省筆したのではないかと疑われる。本書の享受史とも大いに関係があるが、明は最古写本ながら初学者が利用し易いように改変された写本であつて、良基の原本の全体像をクリアーに見せてくれる伝本とは、遺憾ながら言い難いのである。しかしそれでも明の本文そのものをとってみれば、「もろこしの判官」に関する説明などに端的に現れているように、古態をとどめていると思われる点が少なくない(公胤は書き入れを自身が書写時に犯した誤脱を補つたものなのか、それとも異本注記なのか、はつきりと区別しないのであるが、多くは後者であるらしい)。そして、最後が「執柄家」の項で

終わっていて、「位階」「女官内侍司」を全く持たないところ（「位階」のみは第二類本から補写している）などは、第一類本の中でも、より原形に近い姿なのではないかという推測をさせる。

一方、慶は二巻とする構成が完全に特異であり（『職原抄』がやはり「彈正台」で上巻を終えているのに影響されたか）、やや手が加えられたかと思われる点、原姿から遠ざかっているところもあるが、それでも明のように利用の便宜のために加えた構成の改変が少なく、標目と本文との間のバランスがよくとれている伝本である。しかも第一類・第二類を通じて諸本の中では、誤写も比較的少なく、安定した本文を持つ。最後の「位階」「女官内侍司」までを周尾する写本は、慶と尊だけなのである。不慮の誤脱はあり、たとえば「太皇太后宮権大進」（6—06）・「内蔵助」（9—03）・「陰陽助」（11—02）・「囚獄正」（25—01）、「木工権助」（30—04）の項がない。さきに触れた新校群書類従本では、慶の転写本である紅との異同が示されている。類従本は第二類本の純粹な形を伝えるものではなく、転写本である紅を使った点、校合も不完全であることなどが惜しまれるが、第二類本を相対化するために、この系統の本文を採用した方針は首肯されるものである。

五 第二類本の本文

（1）分類の規準

伝本の数は非常に多い。ここでは項目の有無に絞って、その分類の規準を列挙した（参考のため第一類本も併せて示す）。前と同様、それぞれの有無を○・×で表示する。

〈規準Ⅱ〉

- ① 「兵部権大輔」(22—03)の項
- ② 「大膳権亮」の標目(29—03の次)と本文
- ③ 「小工」(30—07)の標目
- ④ 「医博士」(33—05)の標目
- ⑤ 「権医師」(33—05の次)の標目
- ⑥ 「春宮主工署」(46—12)の標目
- ⑦ 「勘解由使主典」(50—04)の項
- ⑧ 「鑄錢司主典」(51の次)の項
- ⑨ 「大宰少貳」(53—59—04)の標目と本文 ※標目だけのもの＝△
- ⑩ 「位階」(77—01—21)の条 ※正五位上(77—15)までのもの＝△
- ⑪ 「女官内侍司」(78—01—03)の条

さきにも少し触れたように、第二類本のうちでは、第一種と第二種との対立が重要である。第三種は第二種に発しながら第一類本と混成された本文であり、また第四種も第二種から派生しながら、さまざま文献によって補訂した本文とみなされる。第二種の清には永正二年十一月の中原師象による本奥書があるが、これは第四種の群書類従本にも存している。

それでは規準を順に検討していく。

①は第二類本のうち第二種・第三種に脱文が起きている。③もこの系統が「大工・権大工・小工・権小工」とある

表 III

⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	諸本	種	類
×	×	○	×	○	○	×	○	○	×	○	明	一	I
○	○	○	×	○	○	×	○	○	×	○	慶	二	
—	—	—	—	—	○	×	○	○	×	○	元		
○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	尊	一	II
×	△	×	○	×	×	○	×	×	×	×	府	二	
×	△	×	○	×	×	○	×	×	×	×	静		
×	△	×	○	×	×	○	×	×	×	×	高		
×	△	×	○	×	×	○	×	×	×	×	名		
×	△	△	○	×	×	○	×	×	×	×	天		
×	△	△	○	×	×	○	×	×	×	×	清		
×	△	△	○	×	×	○	×	×	×	×	陽		
×	○	○	×	○	○	×	○	×	×	×	徳	三	
○	○	○	×	×	○	×	○	○	○	○	版	四	
○	○	○	×	○	○	×	○	○	○	○	類		

うちの傍線部を脱したものである。

②では諸本は「亮六位これに任す」とのみあるが、尊では「亮 権亮 五位六位任すへし」、版は「亮六位是に任す」「権亮六位可任也」、類は「亮 五位六位これに任す、権亮 六位可任也」とするのである。ここで三本のみが権亮のことを述べるのは疑問であり、何より諸本

に見えなかった、五位の者も任官されることを述べているのが不審である。ところで『職原抄』には大膳亮についてやや詳しく、

亮。権。相当從五位下。

諸大夫侍共任之、諸司助之中近代頗為輕、而諸司助多是六位相当也、当職亮相当五位也、

近代為_レ輕、不_レ叶_レ其理。

と述べている。「権亮」の項があるのもこれに倣ったもので、また_轉・_版・_類が大膳亮に五位も任せられると述べるのは「職原抄」の説を受けたものに間違いない、良基の意に出た訳ではないのである。合理的な解釈ではあっても、南北朝期の慣例を記した本書の面目を損なうことになる。実はこういう「職原抄」に基づく修正の例は枚挙に遑がなく、_轉・_版・_類の三本に甚だしいことも注意しておく必要がある。

④⑤はともに典藥寮に属する。ここは第一類本および第二類本第一種では、

医師 六位これになる（下略）

医博士 医儒 当道の四位五位これになる、

権医博士 同上、

針博士 主儒 四位五位是になる、これもはりを沙汰すへき人なるへし、

権針博士 同上、

となっている。ところが、第二類本第二種では「医博士」の標目が「権医師」に替わってしまっている。「権医師」という官職は令の規定にはなく、おそらく次に「医博士」と「権医博士」が列んでいるところから、誤って書写され、「権医師」というありもしない官が創出されてしまったのであろう。これでは「権医博士」の記載がありながら、「医博士」が存在しないという矛盾にも陥ってしまう。

⑥も第二類本のうち第二種のみ欠点で、ここは春宮坊の諸組織、

主馬署 春宮の内の御馬屋を奉行する職也、

主工署 春宮の内の修理造作を奉行する職也、

という形になっているのであるが、第二種が枠で囲った部分を脱落してしまつたのである。

さらには⑦⑧は、第一類本では、

勘解由使 諸国の参期、四度解など申て年貢をた、し勘て国司の善悪をつかさとる、

長官 (中略)

主典 六位以下これに任す

鑄銭司 昔は錢を鑄ける所也、今は此官なければ委不注、

とするのに対し、第二類本の第二種では枠で囲んだ部分が、鑄銭司の次に来てしまつている。これは「今は此官なければ」といつているのだから、明らかな齟齬である。

このような点からも、第二類本でも流布して伝本の数が多い第二種は、本文にかなりの欠陥を含むことが明らかになつてくる。⑨もまた、第二種が「大宰少貳」の項を脱してしまつた後、一部の本で標目を補つたものである。⑩のように「位階」が「正五位上」までしかないことも不自然である。第二種では、おそらく「正五位下」以後、⑪の「女官内侍司」までが、すつぱりと脱落し、その形で流布してしまつたのではないであろうか。これらを欠落させる要因は良基や享受者の側には想定しにくいからである。

ところで、第二種の末流に位置すると考えられる第三種・第四種が官職制度書として致命的ともいえる右のような欠点を持たないばかりか、第三種が周備された「位階」を、第四種が「位階」と「女官内侍司」を持つている事は、他本との接触によつて修訂付加されたものと見てよい。前者は第一類本第一種との、後者は第二類本第一種との混成本文と考えられる。

(2) 第一種

第二類本では、さきに挙げた欠点を持たない第一種の本文が最も優れている事が認められる。いまのところこの系統に属する本は、**轉**しか見出していない。「権曆博士」(11—07)の項および「淳和院」(70)の条を欠き、「西海道」の冒頭にあるべき「大宰府」(53—59)が「対馬国」(53—70)の後にあるなどの瑕瑾があるが、全体的に見て極めて整った本文である。奥書を持たない点は第二種以下とは別系統であることを示すのであろう。ところが、この本の本文が良基の意図したところをそのまま伝えていくかという点、不審な点も少なくないことは先に触れた。

たとえば「撰政」(2—01)項で「皆国家を譲らむかために先試の撰政なり、本朝にも欽明天皇の時聖徳太子の撰政せられし、此儀也」とある文章で、他本が全て「欽明天皇」ないしこれより転訛したと思われる「舒明天皇」「舒明天王」と作るのに対して、**轉**のみが「推古天皇」とする。この箇所は「此二字又推古と改むへき歟」(詳解)、「印本、欽明天皇トスルハ非ナリ、推古ニ改ムヘシ」(別註)と、江戸期の注釈書も皆疑っているように、一寸でも国史に通じた者ならば訂正し得る箇所であり、歴史的事実として正しく「推古天皇」とするのは、果たして原態を伝えていくのかどうか、疑問を抱かせる。同じ時代に流布していた第二種本の本文がきわめてルーズであつたのに比較すると、第一種本の整然たる姿はかえつて異様であり、「職原抄」などに基づいて、矛盾を来さないように徹底的に改変した本とも考えられるのである。なお検討する必要がある。

この本の特色は注記が多い事で、標目の下に相当位・唐名・定員などが記されている。それも書写者ないし所持者が心覚えに書き入れたものなどではなくて、非常に整然とした形式をとっている。後述するように、これらは専ら『職原抄』によつたものである。こうした点からも、本文は後人の手で整除されている可能性なしとしないのである。

(3) 第二種

奥書Bを持つ。大永四年書写の府をはじめとして室町期の古写本が多く、当時最も流布した系統と認められる。しかし、さきほどから述べているように、本文には誤写誤脱が目立っている。祖本から存在したものの、流布する段階で生じたものとを区別する必要があるが、「位階」「女官内侍司」の有無からして、もとからかなり損傷を受けた本文であつたようである。

一応、府・静・高・名、清・天・陽の二グループに内分出来るようである。このうち府が比較的早い段階の姿をとどめているようである。たとえば「撰政」(2-01)の「凡撰政は座を天子とひとしくならへて南面君は南面臣は北面して、天の政を成敗する也」、割書部分は府のみに存し、ほかの第二種の諸本、第三種・第四種には欠いている。

また刑部省のうち「大判事」(24-06)の次に、静・高は「許史」、天・陽は「中判事」の官を挙げる。しかし、これは判事の唐名である「評事」が「許史」と誤られて独立し、さらに「職原抄」には「中判事。近代不任之」と見えることから、これに充てたものに過ぎない。ちなみに中判事は寛平八年(八九六)に廃され、当時任官されることはまずなかつたといわれる。⁽¹³⁾良基は令に載つていても、実際に任官のない官については省く姿勢をとっている。もとよりかつて存在したことのない「許史」の官を載せることは、本来の面影からはかけ離れた逸脱である。

「兵庫寮」(52)の説明「儀杖武官の杖也、兵器等を納らる、所也」は、第二類本では第二種のうち、静・高・名が「儀狄」、府・清・天・陽は「伐狄」と作る。

ここは職員令の「掌。左兵庫儀仗兵器、安置得所」という条文に拠っている。「詳解」は「伐狄」に疑いをなして「此本文不審也。征伐とつきて朝敵なとをうつ儀、狄は北狄なといへるは、北のゑひすの名也、ゑひすなとをうつは勿論武勇の器なれ共、一向当寮にはか、はらざる事也、字形儀仗に似たれば、若は書写のあやまりにてもあらん歟」

と推測する通り、「儀仗」ないし「儀杖」から「儀狄」、または「伐狄」への転訛を推測する事が出来る。同じく兵庫寮の説明で、清・版・類および徳には「兵器等を納らる、所也」の次に「器をえらはるへし」の一文があるが、これは次の「兵庫頭」に対する本文「其器を撰はるへし」が繰入したものである。版・類および徳が、第二種から出たこととの傍証である。

(4) 第三種

七一頁に挙げた奥書によれば、元亀元年に徳大寺公維が、おそらく西園寺家の所持する第一類本を書写（ないし入手）し、それから後に第二類本第二種を書写、第一類本と校合し、奥書AとBとを掲載したものである。現存本は、その公維本を天正十三年に任性が写した本を祖本とすることは先に触れた。

第三種の本文の特色は、これまで指摘した通りに第一類本と第二類本との混態の様相を示している。七五頁に挙げた事例⑩からしても、第一類本のうち明と近似した本文と接触したことになる。しかし永正二年の中原師象の奥書を持つところからも、第二類本第二種の一本から派生したことは明らかであり、第一類本と第二類本と伍するだけの中立的な性格を主張するには及ばない。しかも「大監物」(5—01)、「兵部権大輔・少輔」(22—03・04)、「囚獄司」(25)、「大歌所別当」(72—01)などの項目を脱すばかりか、誤写も多く、必ずしも善本とは言いがたい。「刑部卿」(24—01)に対する説明の「三四位の人は任す」を、「八省の人これに任す」と作るのは意味不明で、次の「刑部大輔」の「八省の輔いづれも同し」に引かれた誤りであろう。

さらに「奨学院別当」(69—01)について、諸本は「源氏大臣・大納言是に補す」とするのみであるが、第三種だけは「源氏大臣・大納言これに補す、納言も其例あり、奨学院淳和両院別当に補する時、大臣に転任時は、淳和院を

第一の納言に与奪して、奨学院許を管領す」という独自異文を持つている。この本にのみこのような詳しい説明が附されたのは、一応注意されるが、しかし、これも『職原抄』の「為納言之時、多兼奨学淳和両院、任大臣日、以淳和院与奪次人、於奨学院者猶帶之、是流例也」とあるのに酷似していて、『職原抄』を参照して附加したものであろう。それはおそらく良基自身の手になるものではなく、後人による可能性が高いと思われる。

(5) 第四種

第四種に属するのは、版・類とおよびその転写本である。

類は先に触れた点のほかに、「権漏刻博士」(11—11)と「大歌所」(72)の条項全文を欠落し、「相模国」(53—15)が「遠江国」(53—11)の次に入るなどの問題があるが、脱落はそう多くなく、比較的穏当な本文である。しかし、それも他本や『職原抄』『職員令』などによる修訂の結果であり、第二類本としても純粹な形をとどめていない。

版の本文はきわめて杜撰であり、江戸期の注釈書に於いては「印本ノ非」として指摘している点が多い。さきに挙げた類の欠点に加え、「太政大臣」(2—03)項の末の「中院・閑院・花山を三家といふ」の一文が次の「左大臣」の項に繰入する。「右大史」(2—17)を「左大史」とする。「権陰陽博士」(11—05)の次に「陰陽師」の官を立てる(『職原抄』に基づく)。「大膳権大夫」と「大膳亮」の項が倒置される(29—02・03)。「内膳司別当」(36—01)の項を欠く。「陸奥出羽按察使」(53—29)の標目がない。「右衛門府」(57)の標目を「左衛門府」とする。「征夷使」(62)の本文「征東將軍・征西將軍は皆東西の一方をしつむる將軍也、征夷將軍は一天四海を警固する武將也」で傍線部を脱落する。「施薬院使」(64—01)の標目を「使施」と誤刻する等、無数の疵がある。わずかに「右衛門府」の標目を無刊記本で正しくした以外、後刻本でも改められていない。なお、「左近衛府」(54)条を、諸本は、

大将 幕下

府のかみと申、近衛の大将軍也、執柄、三家の人々殊に執する職也、大臣などよりも近衛大将をは凡人の人々先途にするなり、大納言・中納言の兼官也、中納言大将はまれなる事也、弓箭を帯する武官也、

中将

近衛のすけと申、公達殿上人四位五位これになる、名家、儒家は是にならず、是も禁中警固の職なり、弓箭兵杖を帯すへし、

少将

四位五位これに任す、中将におなし、

とする。しかし、版は点線枠で囲んだところを脱し、「中将」の説明が「大将」に入ったために、改めて「中将」項を設けた上、「華族の四位是に任す、英雄の大臣の息を任する事は近代の事也」という独自異文を見る。これは「別註」が指摘するように、「職原抄」の同じ官の説明の、

花族四位任^レ之、執柄息若一世二世源氏中納言時兼^レ之、凡人兼^レ之、実朝公是也、非常之極、清花之人参議時兼^レ之、中絶家兼帯為^レ無念儀也、二位三位中将非^レ大臣子若孫者不^レ任^レ之、至^レ二位中将者執柄息外希例也、五位時任^レ之、執柄息外不^レ可^レ然云々、英雄大臣息任^レ之、近代事也、

により補ったことが瞭然としている。版行の段階での作為であろう。この点は、ある写本が版本の転写本か否かを区別する目安となっている。

それから奥書Bの後に「僧官位」として「僧正 准参議。法印・法務・僧都 准四位殿上人。法眼・律師 准五位。凡僧 准六位」などの記述も版のみに見られる（図版2参照）。これは「弘安礼節」および「拾芥抄」綱所部（また

は「職原抄」版本）からの流用であり、「百寮訓要抄」の内容とは認めがたい。

ところが、熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵寛永六年（一六二九）写本など、明らかに慶安二年版本より前に書写されているながら、右に指摘した版本の特徴をすべて持つ写本が何本かある。無刊記本は後刻と思われる、版本の本文がいつ成立したのかが問題となる。寛永六年といえは慶安二年より二十年も遡る。現在知られない版本が既に上梓されていたものか、あるいはこの系統の写本が行われており、それを版本が底本に採用したのか、二通りに考えられるが、注記までを含めた本文の特徴がすべて一致することで、後者の可能性は殆どないと思われる。

六 諸本の注記

この種の書物の性格上、和名・唐名・相当位・定員といった注記は、殆どの伝本に加えられている。古い写本ほど、注記が少なく、時代が下るほど多くなるという大体の傾向があるが、古写本であっても、版をもとに後人が付加したものもあるし、これらの注記が一体いつの段階で加えられていたかを判別するのは難しい。

参考のために太政官（2—01—18）の諸官に附された、代表的な諸本の注記と「職原抄」のそれを、左の表Ⅳに示した。これらは注記の体裁の区別をせず、単に情報だけを示したものである（「」内は朱筆）。

第一類本には注記は少なく唐名に限られ、しかも諸本間で一致を見る。書写者が加えたものもあるが、その区別は容易である。かつ注記の書式は標目の傍に小さく記されており、注記であることが歴然としている。

それに対し第二類本では俄然注記が詳しくなっている。また「左大臣 正從 位 正從 位 唐名大傅 左丞相 左僕射 左府」（尊）、「左大臣 左相府 左僕射 左府 正從 二位」（府）などと、本文に取り込まれた形となっている場合が多い。「別註」が「按此書

No	官衙	明	尊	府	天	徳	版	職原抄
2-18	左史			正七上 二人イ		〔正七上〕	正七上	相当正七位上。近代六位。唐名尚書左右主事。
2-17	右史	同左	同左	同左 二人	正七上 尚書主事	〔同左〕	同左	
2-16	左史		正六位上 事 八人 大都	マツリコトヒト 都史正六 上八人二人イ	ダイシ 正六上 都史八人 大都事	都事 〔正六上 マツリコトヒト 八人〕	正六上 マツリコトヒト 都史 八人	相当正六位上。唐名尚書左右大都事。
2-15	少外記		正七位上 二人	外史 小二人 正七上 二人	正七位上 小二人	〔小二人 正七上〕	正七上 小二人	少二人。相当正七位上。唐名外史。
2-14	大外記	外史	正六位上 近代五位 外史 二人	外史 大二人 正六位 二人	正六上 タイゲキ 外史 大二人 門下録事	外史 〔正六位 大二人〕	正六位 外史 大二人	大二人。相当正六位上。近代五位。
2-13	少納言	給事中	從五位下 唐名 給事中	スナキモノマウ スツカサ給事中 從五下 一人	從五下 セウナゴン 給事中 スナイモノマウ スツカサ	給事中 〔從五下 ス ナモノマウ スツカサ〕	從五上 スクナイモノモウ スツカサ 給事中	相当從五位下。唐名給事中。
2-12	左右 少弁		正五位下 唐名 尚書 司郎	左少丞 關台 正五下 一人	セウ 正五下 左少丞	左少丞 〔正五下〕	正五下 左少丞	相当正五位下。唐名尚書左右司郎。
2-11	中弁	尚書中丞	正五位上 唐名尚書 中丞 或司郎中	尚書中丞 關台 正五上 一人	チウ 正五上 尚書中丞 大丞	尚書中丞 〔正五下〕	正五上 尚書中丞	相当正五位上。唐名尚書左右中丞。
2-10	左右 大弁	尚書大丞	從四位上 唐名 尚書 大丞	尚書大丞 七人 從四上 一人	ダイベン 從四上 尚書 大丞	尚書大丞 〔七人〕	尚書大丞 七人	相当從四位上。唐名尚書左右大丞。

ニモ職原抄ノ如ク唐名ト相当トヲ分註セリ、是後学鑣版ノトキ私ニ加ヘタルナリ、一書中ノ唐名ヲ加ルト加ヘサルト不同アリ、努々後普光院殿ノ御手沢ナラサル事必セリ」と疑義を呈しているように、良基は「是は昔より八人、当時も子細なし、八座と申也」〔参議〕、「内記をは柱下と申也」〔大内記〕などと、これらの情報について必要がある

場合に触れているので、これらの注記は本来なかったものと考えるのが自然であろう。尊や天は「職原抄」との関係
を疑わせる。この点でも第一類本、特に明・慶の価値は大きい。

もとより諸本の注記も、それぞれの時代の官職への理解、職原の学の成果を伝えているものである。そういう諸本
の関心をより強く反映しているのは、諸国の項である。

本書は「山城国」(53—01)について、守・権守・介・権介・大掾・権大掾・掾・権掾・少掾・権少掾・大目・権
大目・目・少目・権少目の十五項を挙げるが、山城国以外は「已上国々の司、いづれも同事也、但権守并介なき国あ
り、おくにしるし侍る也」として、国名の下に四等官の構成が「山城に同じ」「権守なし」などと、簡単に注記され
ている。これは良基の手になることが分かるが、本によっては大上中下の国の等級その他をも載せるものもある。

これについての令の規定は七七頁の表Ⅱに示した。『官職秘抄』や『職原抄』の説も基本的に同じである。つまり、
中国・下国には権守がなく、また中国では能登・石見・丹波・土佐・日向・長門を除いて介がなく、下国には介と掾
がないと規定されている。ところが表Ⅴに示したように、その構成員について、能登・丹後・伯耆・長門・土佐など
では諸本間で見解が分かれ、令や式と齟齬する注記が多く見られるのである。

たとえば伯耆国は、¹⁴ 掾だけは無注であり、山城と同じく守・介・掾・目を周備すると見ているが、ほかの諸本はす
べて「権守なし」とする。伯耆は上国であるから権官はあるはずで理解に苦しむが、実際に伯耆権守が補任されるこ
とは極めて少なかったらしく、摂関期から院政期にかけて一人も確認されない。¹⁵ 藤原良経が編んだ『大間成文抄』は、
平安中期から院政期にかけてのほぼ二百年間の、主として年給による任官例を集積した書物であるが、やはり伯耆権
守を望んだり申任された例は一つも見えないのである。ちなみに同書では伯耆守は一名、介二名、権介二名、掾四名、
権掾二名、大掾一名、目一名、大目六名、少目一名を挙げ、権守の任官例がないのは偶然ではないことが分かる。と

表V

53 58	53 52	53 41	55 38	53 33	53 30	No
土佐	長門	伯耆	丹後	能登	若狭	官衙
		権守なし			権守介なし	明
権守なし	権守なし		権守なし	同若狭	権守介なし	尊
中	中	上 伯州 権守ナシ	中 丹州	中 能州	中 若州 権守介ナシ	府
トサ	中 ナガト	上 ハウキ 権守なし	中 タンゴ	中 ノト	中 ワカサ 権守介なし	天
	ナカト	権守なし			権守介なし	徳
権守なし	権守なし	権守なし		同若狭	権守介なし	版
中 権守なし	上 権守なし	上 権守なし	中	中 同若狭	中 権守介なし	類

すると、諸本の「権守なし」という注は任官の慣例として肯綮に当たっていた訳である。尊に注記がないのは、この国が上国であるから権守は設置されているはずだという理解に基づいて、削除したものに違いない。

長門国では、逆に**轉・版・類**のみ「権守なし」との注記がある。他本には注記がないから、通常の四等官があると見ていることになる。この国は中国であるから、たしかに令の規定によれば権守はないのであるが、同じく「大間成文抄」には権守への任官二例を載せる。すなわち**轉・版・類**は「職原抄」などに中国とあることから、それを受けて操作したものである。同じ事が土佐国や能登国にも起こっている。⁽¹⁶⁾

一方、丹後国は**轉**のみ「権守なし」と注記する。この国も中国であり、「大間成文抄」でも丹後権守に任ぜられた例は一つもない。ところで洞院公賢の「園太暦」貞和元年（一三四五）八月十七日条によれば、前日の小除目で藤原直盛という人物が「東大寺八幡宮神興造替功」で丹後権守に任ぜられている。「大外記師利・師茂注送去夜間書、丹後権守被任、当国無権守、為何様哉云々、武家功人挙申之間、無力被任云々」と記し、武家の挙申した任官であった。

中原師守は「武家無沙汰之至、為之如何」(『師守記』)と批判する。

しかし、南北朝時代には、丹後権守に実際に任せられるケースが他にも確認される。⁽¹⁷⁾それは多く武家の挙であったらしい。国司になんら実体がない以上、武士が諸国の国守を望んだとすれば、当然都に近い国を望んだはずである。その際には守であろうと権守であろうとほとんど問題にされず、恐らくはたまたま守に増加し、遂には中国でありながら「権守なし」という規定が無意味となったものであろう。とすれば諸本の注記は誤写などではなくて、南北朝期の国司への補任の実態を考える上で、たいへん意味のあることになる。一方で尊はことごとくそれを「あるべきさま」に修正していた。こういうところにその特異さが窺われるが、それは尊に限らず、どの本にも多少は見られることなのである。

朝廷の官衙や官職が多くは有名無実となり、あるいはこのような様々な例外を生みだしていけば、細かいところでは一体何が正しい説なのか、容易には知り難かったのであろう。とすれば個々の伝本は、それに係わった人々が存知する知識や任官例を加えて、本来の面目を変えられていくのであろう。つまりは、一つ一つの伝本がそれぞれの官職体系を主張し構築していると見るべきであり、諸本研究の留意すべき点である。

七 小括

以上、まことに多岐にわたったが、諸本の本文批判の結果をまとめておきたい。

流布状況は、圧倒的に第二類本、しかも第二種が優勢であった。しかしそれは中山定親所持本までしか遡れないの

に対して、第一類本は良基自筆本（元は奥書Aに注して「正本如此」とする）の面影を比較的よく伝えているとみなされる。

本文を吟味すると、確かに第一類本には、奥書Aの「他人不存知事等多載之」の言を裏付けるような、独自の内容が多く、それらは良基自身の手で、なんらかの理由に基づいて第二類本において改められたり、削除されたりしたものと推察出来る。

良基の著作でいえば、たとえば歌論書として有名な『近來風躰』⁽¹⁸⁾は、奥書によれば、嘉慶元年（一三八七）十一月、武家歌人である松田貞秀に与えられたものである。現在の諸本は殆どこの本を祖本とするが、続群書類従本だけは系統を異にし、翌嘉慶二年正月に弁内侍に贈った本に発している。しかも『近來風躰』の骨子は、ずっと以前の永徳年間には出来ていたと考えられている。⁽¹⁹⁾とすれば、『百寮訓要抄』の場合も義満以外にも書写を許した可能性は十分にあり、義満献呈本とは違う姿の本文が世に出ることになったのであろう。

以上の考察から推すに、本書の成立については次のような過程が考えられる。

まず良基は自身の手許で本書を草し（Ⅰ）、「位階」「女官内侍司」を増補するなどし（Ⅱ）、本文を全体にわたり修訂して義満に贈った（Ⅲ）。

そのままの形をとどめないにしても、（Ⅰ）段階を反映しているのが明、（Ⅱ）は慶である。（Ⅲ）は義満献呈本、第二類本の祖本となる。この義満献呈本は室町殿に留め置かれたはずで、おそらくは何度かの転写を重ね、武家伝奏であった中山定親所持本に到達する。一方、これとは別ルートで義満献呈本から伝えられたのが輦となる。

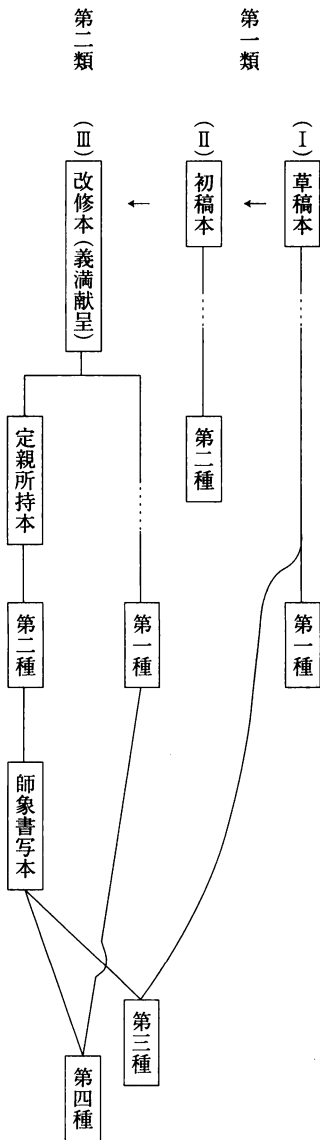
この定親本を康正元年に書写されたのを契機として、第二種の諸本が広く流布していったが、既に「位階」の一部および「女官内侍司」が脱落し、本文の誤脱転訛が甚だしくなっていた。そして永正二年師象書写本から第三種・

第四種の祖本が派生する、という道筋になる。そして第三種・第四種は系統の異なる本文との接触によって、あるいは「職原抄」その他の官制故実書が参照された結果、少なからぬ異文が補入された姿を呈しているのである。

諸本の生成過程と関係を図示すると、左のようになる。

現在活字本文として提供されているのは、第二類本の末流に位置する類しかなく、第一類本は新校群書類従の対校本として紅が使用されたのみで無視されているに等しく、本書を利用するには甚だ問題ある状態が続いていることになる。第一類本を基礎に据え、まずは慶により、ついで必要に応じて明を参照すべきと考える。

ただ再三述べて来たように明は、体裁を変じているとはいえ、享受史の上でも重要な本であるし、結局中世官職制度の資料として本書を十全に利用するには、重要な伝本をいくつか参照するほかあるまい、ということになる。既に触れたように、本文だけではなく、形式的な面での相違にも注意する必要がある。諸本が官職制度書として求められる書式・体裁はそれぞれ異なっており、異なる体裁の伝本を比較しても、いたずらに煩瑣になるだけで、校本として



あまり意味はないと思われる。明ももとより全文を公刊するだけの価値を持つていよう。しかし、さしあたって第一類本の本文が提供されていない現在の状態を考慮し、利用の便を考え、形式と本文とが最も安定している慶を翻刻し、元によって対校し、そして本文については明も参照することで、附録の校本を作成した次第である。

八 官職制度書としての特色

『百寮訓要抄』の記述によって知り得ることは、なかなか多いと思われる。勿論王朝官制の遺構を窺うことも出来る訳であるが、むしろ中世公家政権を実質的に支えた諸官衙の活動や、また武家が盛んに朝廷の官職に補任された現象を考えるのに、本書はさまざまな材料を提供するであろう。また他の官職制度書から受けた直接・間接の影響関係、とりわけ『職原抄』との比較により浮上して来る問題もある。これにより南北両朝の柱石であった良基と親房の政治思想を窺うことも可能である。⁽²²⁾

しかしそれらについてはすべて別稿を期す。ここでは本書の記述の底流に流れ、これを成り立たせている二つの異なった関心に触れながら、官職制度書としての特色について簡単にまとめておきたい。

『百寮訓要抄』は朝廷の官職が実質を失ったばかりに、本来ならばその官を望むべくもない卑しい身分の者が任官される事実をしばしば慨歎している。たとえば八省の輔への任官が乱れていることについて、

・中務大輔―殿上地下諸大夫、雲客に至まで任する也、むかしは地下諸大夫などは八省の輔に任するを先途にする也、いまはよろつの者とも善悪をいはず任す、返々無念の事也、医陰両道の輩なども規模とする官也、

かやうの事近代あまりにすたれ侍り、尤可^レ有^レ興行^レ哉、(3—02)

・中務少輔―任する器用、大輔に同、大方中務などは殊八省の中には規模にてあれども、当時はあまりに零落し侍り、(3—03)

・治部大輔―四位五位可然人これに任す、凡八省輔は名家の人々、諸大夫の極官也、いまは零落し侍る也、(15—02)

・民部権少輔―是も同前、正よりは権は次なる事にてあれども、近来は殿上人なともた、同品なるやうに任する也、八省の輔皆如此、さきにも申侍るやうに昔は地下の諸大夫極官にて侍る也、当時は返々零落し侍る也、(19—05)

・宮内大輔―大藏・宮内などはいたく人の執し侍らぬにや、(28—02)と述べている。そもそも八省の輔はここにあるように諸大夫(撰関・大臣家に仕えて雑用を奉仕する下級公家。五位止まりであるが、四位に昇る者もある)の極官であった。たとえば、『枕灯庵返答書』に登場する連歌の達者で、『菟玖波集』の編纂を助成したともいう「民部少輔成量」⁽²³⁾は、良基の諸大夫としてその官をもつて通称された。ところが、それ以外の階層の人たち(医道・陰陽道などを以て立身する、いわゆる諸道の者、または武家)が、これらの官に多く任ぜられる現実をもつて「零落」とみなしたのである。

『百寮訓要抄』に限らず、朝廷の諸制度につき著された故実書は二つの方向を持つ。つまり「いまはどのようなか」として、まずは現在の状況をとらえ、これを頹廢しておちぶれたさまとみなして批判を加える。ついで「あるべきさまはどのようなか」ということを考え、過去の事例を理想として考究し、少しでもそこに戻そうとする。このことを「興行」という。故実書とは、第一義的にはこういう興行の努力に役立てるためのものである。「中務大輔」の零落について触れたところで「尤可_レ有興行哉」とするのもそれである。少なくとも、そういう姿勢

をとることが公家のアイデンティティであった。北畠親房も武家がやたらと官職を望むことをその無知によるものと見て、任官の「あるべきさま」を示すために『職原抄』を執筆したのであった。

足利義満に向けて書かれた『百寮訓要抄』には、第一義的にはこういう「興行」の願いが込められていることになる。かつて良基は二十七歳で関白就任の後、官吏の減員策に着手したことがあった。これを指しみずから「にんくわむこうきやう」と称している⁽²⁴⁾。『百寮訓要抄』でも「大納言」(2—07)の項で「始は四人にてありしか、次第におほくなりて当時は十人にてあるなり、参議より納言の数の多き事、不可然由代々沙汰あり」などと、その数が増えすぎたことに対する批判が聞かれ、四十年近くもその主張を維持していたのである。

『百寮訓要抄』が書かれた頃には義満は廷臣の昇進を事実上決定する立場にあった。この著作が義満が朝廷官衙の機構を理解する一助であったことは勿論として、この時代の任官の慣例を多く記した事は義満が諸人の官位執奏の目安にするためであり、さらに進んでは、義満を訓育することで、その力を借りての「任官興行」を期したのである。親房に比較すれば、妥協的、現状容認的とも見られるが、良基は良基なりに公家としての義務に忠実であったのである。

そうすると本書が中世の官制の実情や武家の官職補任などを知るたよりとすると評価するのは、良基の意に忤うものかも知れない。しかしながら、官衙の運営や職員の任用は、令の規定はおろか平安時代と比較してさえ、あまりに懸隔があり過ぎた。『百寮訓要抄』も、任官興行の主張は主張として、「あるべきさまほどのようであるか」よりも「いまはどのようになっているか」という記述に明らかに比重がかかっているし、そこに眼目があるといつてよい。「零落」「陵遲」といいながら、さきに示したように、良基は諸大夫が八省の輔に任官する慣例を説明しつつも、そこでは八省の輔はみな同格の扱いであるが、他の七省より格が高いはずの中務大輔がことに零落したこと、大蔵・宮内

の輔には人気がないことにも触れている。

この諸大夫が任ぜられるべき官について他に「大膳大夫」(29—01)に「四位五位これに任す、是も諸大夫のなり侍る也、四職の大夫と申は大膳・左右京・修理なり、地下の諸大夫などのことに執し侍る事也」とあり、「左京大夫」(41—01)でも「四職の大夫はことに執する職にて、諸大夫の極官にて無_き左右_はなるましき事にてあれども、近年かやうの事零落する也」などと述べていて、八省の輔とならび希望が多かったのは、四職大夫と呼ばれた左右京職・修理職・大膳職の長官であったことを明かす。

良基は、さきに挙げた民部少輔成量を四職権大夫に任じようとして、先例を調査させたことがある。⁽²⁶⁾結局これは実現しなかつたようであるが、地下諸大夫にとつて四職大夫に進むことはこの時期に漸く盛んとなつてきた風潮であり、良基自身がそういう任官の秩序の破壊に手を貸しているのである。なおこの四職大夫こそ、室町幕府を支える有力大名たちが帯びた官となつたことはよく知られる。⁽²⁶⁾ところで、良基は歌道の門弟今川了俊には「いかなる家高の君達と云共、官階のみしかき時はみな下郎なり、諸大夫の家の輩も大中納言・大臣になりぬれば上臈と云ふなり」(『了俊大草紙』)と語っており、補任される官職と実際に任ぜられる人間の門地との関係を、意外に醒めた眼で眺めていたのかも知れない。

もとより「いまはどのようなようになっていくか」という記述は、本来の執筆意図からすれば二義的なものに過ぎない。しかし『百寮訓要抄』も『職原抄』も、そのために世に広まつていったのである。この時代、朝廷のレゾン・デートルが公家社会の外に居る人々へ官位を叙任することにあつたことくらい、良基はよく承知していたであろう。皮肉といえば皮肉であるが、官職制度書をしるす動機は「あるべきさま」を希求する興行への意欲にあつたとしても、そういう意に反して、かれらの著書は一人歩きを始める。しかし著者の意図も全く忘れ去られた訳ではなくて、つねに

「あるべきさま」に回歸しようとする立場からの改変が加えられる。諸本の形式がさまざまであることがそのことを物語る。

たとえば、府の附録に「武家方官途受領事近代之趣凡注^レ之」という覚書がある。これは明らかに『百寮訓要抄』の記述をもとに、八省の輔・左右馬頭・兵庫頭・弾正大弼・縫殿助・図書頭・掃部頭・玄蕃頭などの武家が帯びる官についてやや詳しく記したもので、八省の輔には武家は「オシナヘテ不^レ任^レ之」ものであり、治部大輔がとくに人気があるのは「是ハ等持院殿最初御官也、仍テ執セラル、間、殊ナル大輔ニハカハル也、人ニ依テ被^レ補任^レ也」と解説されるし、左右京大夫・修理大夫・大膳大夫は「是モ執セラル、也、殊右京大夫ハ近代細川家外ハナシ」とある。

さらに『百官和秘抄』という官職制度解説書がある。⁽²⁷⁾奥書によれば、清原枝賢（一五二〇～一五九〇）が天正十三年（一五八五）、豊臣秀吉のために著したことが分かるが、『百寮訓要抄』に拠っているところが極めて多い。むしろその一異本とみなされる。もとより清家の学者として、明経道に関係するところに本文の増補が見られるし、吉田兼右の『官職難儀』からの影響も認められるが、ここにはもはや原書の「零落」「陵遲」への慨歎や、あるいは「任官興行」の訴えなどは認められず、「いまはどのようになっていくか」を淡々と記していく。たとえば中務の輔については「雲客、諸大夫にいたるまで任する也」「任する器用大輔に同じ、治部・民部・兵部これを執す。此省大少輔あなち執せず」とし、四職大夫についても「四職は左右京大夫・修理・大膳大夫なり、武家には事の外これを執せらる」と説明し、武家の官として触れているのである。

『百寮訓要抄』の諸本は、この『百官和秘抄』の域まではいかなくとも、多かれ少なかれそういう時代の要請に叶う形に替えられていると見た方がよさそうである。それは王朝の官制からは随分逸脱することになる。⁽²⁸⁾だいたい、仮名で書かれた『百寮訓要抄』は最初からそういう逸脱の方向性を孕んだ制度書であったといえるかも知れない。中世、

とくに室町期の故実書の本文は、どれも「いまはどのようになってるか」と「あるべきさまはどのようであるか」という、相反する二つの方向のせめぎ合いの上に成立し、流布していった。享受史はそういう動きの上に描かれることになり、その時々々の学問状況を見極めることになる。

九 享受の諸相

『百寮訓要抄』の流布と享受の様相について、最後に簡単にまとめておく。

本書が成立した永徳年間から七十年間ほどは、『百寮訓要抄』の伝来についての消息は殆ど知られていない。ただ、権大外記中原康富（？～一四五七）の日記、『康富記』宝徳三年（一四五二）三月三日条に、

自三条殿、以康^{（中原）}顕賜公方百官御草子、可見合之由被仰之、少々付不審紙返進了、

とあるのはいささか注意される。三条殿（正親町三条実雅か）より「公方の百官御草子」を下され、不審紙を付けて返上したというのである。五日条にもこの「公方御草子」を見たとある。『職原抄』である可能性もなしとはしないが、康富が物珍しそうにしている点、実雅が送った点、室町殿に秘蔵されて世間にいまだ流布していなかった『百寮訓要抄』のことではないかと推測される。

そして、これより間もなくの康正元年、実雅と同じく武家伝奏であった中山定親の本をもとに第二類本第二種の祖本が書写される。その後の伝播のスピードはかなり速かった。十六世紀に入ると公家日記・文書・蔵書目録等で、本書に言及するものが急増し、近世に到るのである。⁽²⁹⁾

とりわけ武家階層に与えた影響が注目される。例えば府の奥書に見える室町幕府の奉行人たちは、いずれも長年の

右筆として武家故実に詳しく、武家政権の安定に心を砕いた人たちであることからしても、そのことが窺われる。また本書の古写本には弘安礼節などの書札礼の聞書などが合綴されているものが多い。これは恐らく偶然ではなく、もともと武家社会では書札礼や座次といった規定は体系的な法則を欠いており、こういう社会生活上不可欠な礼儀を定めるためには、一旦それらを朝廷の官職体系のうちに還元し、改めて指標を立てて自分たちの秩序とする必要があった。こうした秩序を維持し、その恩恵に預かるには、やはり官職に対する理解や由来、また先代からの任官慣例や家格の知識がある事が望ましい。その点で『百寮訓要抄』は平易な記述を宗としたために好み読まれたのである。

このことと関連し公家社会でも幼学書として享受されている。たとえば明の筆者徳大寺公胤は、本書を書写した明応十年には十五歳であった。⁽³⁰⁾しかも、この年に従三位に叙され、公卿の仲間入りを果たしている。先に指摘した通り、明の構成や体裁は、そういう幼学書としての目的に叶うものである。

また、六二頁で紹介した、抄出本である東京国立博物館蔵写本の奥書には、

此本為初心小人一覽之次令抄出之、凌老眼如法無益、慙愧々々、可投爐中也、

永禄第八乙丑晚秋中旬書写之、 満八句二年前翁（花押）

とある。「満八句二年前翁」とは、該本の筆者伏見宮六代貞敦親王、永禄八年（一五六五）はたしかに七十八歳であった。これより二年前、貞敦は嫡子の邦輔親王（一五一三〜一五六三）に先立たれていた。従って「初心の小人」とは、宮家を相続した孫の貞康親王（一五四七〜一五六八）を指し、その学習のために書写したことが知られるのである。

さらには、この時代の学問を導いた清原家の歴代と本書との係わりも深い。既に宣賢所持本の系統を引く名、秀賢所持本である清を紹介したが、宣賢の手になる『職原抄』の注釈書『職原私抄』⁽³¹⁾には「百ニ云ク」として『百寮訓要

抄』のほぼ全文が引用されている。その本文は第二類本第二種であることが確かめられる。ここでは『百寮訓要抄』は『職原抄』のいわば参考書ないし注釈書として用いられていて、その享受が『職原抄』の流布に追隨するものであったこともつきとめられる。そして宣賢の嫡孫である枝賢が『百寮訓要抄』を粉本として『百官和秘抄』を著したのも、こうした清家代々の「職原の学」の伝統に占める本書の位置を考えれば領けるものがある。

最後に『百寮訓要抄』の影響を濃厚に受けた室町期の著作として、久保田淳氏の紹介・翻刻された『別本百寮和歌』を加えたい。⁽³²⁾

奥書によれば明応元年（一四九二）、安保氏自然齋という人物が、上洛して「三条西殿」（実隆）より『職原抄』を伝授され、詠じたとするものである。短歌の形式を借りて、官職体系とその知識を修得するという試みであり、この時代に盛行した教訓歌・道歌に類するものである。その冒頭四首は以下のようなものである。

神祇官今は八神殿なれや 天下の祈禱この官にあり（一）

内大臣を数の外そと伝しは 令に入さる官なればなり（二）

参議には文才なくてかなふまし 陣の座にして物をよみかく（三）

天皇太后宮は第一の後成給ふ さては天子の御祖母の官（四）

これらは『百寮訓要抄』の記述に基づいていると考えられる。右の歌に対応する本文を示す。

・神祇官といふはいま八神殿わたらせ給神祇官の事なり、是を本官と申、神祇の人々天下の御祈を申時、此本官に候して申事也（「神祇官」条、1）

・令になき官をは令外の官と申也、源氏の物語にも数の外の大臣と内大臣をは申たる也（「内大臣」項、2—06）

・陣の座にて物を読右筆をする器也、文才なくては任せざる事也（「参議」項、2—09）

・第一の後なり給、后妃至極の人はなり給ふ、天子の国母御祖母などの宿老の、ちなり給（「太皇太后宮」条、6）

その関係は瞭然としていよう。この『別本百寮和歌』には、

撰家より外にて准后兼たるは 清盛公やさては親房（六六）

職原は暦応三年庚辰 二月のすゑに書給ふなり（七二）

など、『職原抄』や親房の名を出すものがあつて、実際に『職原抄』を翻案した詠もあるけれど、『百寮訓要抄』に拠つたものの方がずっと多いのである。

以上のような事例からも分かるように、『百寮訓要抄』の室町後期における流布は、『職原抄』には及ばないもの、かなり広範に及んでいた。むしろ『職原抄』とセットにして、格好の故実の初学書として盛んに享受されていた様が推測出来るのである。

〔注〕

(1) 明治書院刊（明35・10）。大15・1修訂。新訂版が講談社学術文庫（昭58・11）に収められた。

(2) 岸康贊『百寮訓要抄直説』 Ⅱ写本八冊。享保七年（一七二二）自序。戸田忠晴『百寮訓要抄詳解』 Ⅱ写本五冊。元文元年（一七三六）、宇治田忠郷序および自序（国立国会図書館蔵写本による）。大塚嘉樹『百寮訓要抄別註』 Ⅱ写本十冊。天明四年（一七八四）成立（静嘉堂文庫蔵写本による）。いずれも出版されなかったが、相当に詳しいものである。また、底本には版本を使用しているが、本文の不審にも言及することが多く、本稿でも参照した。

(3) 『平安時代史事典』（角川書店 平6・4）の「百寮訓要抄」の項（清水潔氏執筆）。なお、本書の解説には『新註皇学叢書』第四卷（広文庫刊行会 昭3・8）解題（物集高見執筆）、『群書解題』第五卷（統群書類従完成会、岩橋小弥太執筆、昭35・5）などがある。事典類は多く『群書解題』の記述を受ける。伊藤敬氏『新北朝の人と文学』（三弥井書店 昭54・11）、木藤才蔵氏『二条良基の研究』（桜楓社 昭62・4）でも触れられる。

- (4) この「揚名介」の名乗りは、名前だけで得分も職掌もない官という自嘲を込めたものである。拙稿「二条良基と揚名介―除目の秘事、『源氏物語』の難義として」(三田國文22 平7・6) 参照。
- (5) 注3前掲伊藤氏著書、二二二頁。
- (6) 柳原紀光編「砂巖」に「書札間事」と題しここから抜粋した内容が収められる。「伊勢駿河殿」は応仁二年(一四六八)に備前正宗文庫蔵「御成敗式目註」を書写し、「拙隠密鎮」と署名した人物であろう。安野博之氏「清原家と『御成敗式目』」(三田國文26 平9・9) 参照。
- (7) 東京大学史料編纂所蔵「一条家書籍目録」(四一〇〇・一〇五)、一三三才に「百寮訓要抄 唯心院殿御筆 小本 一冊」とある。唯心院は房通の号。本目録は武井和人氏「中世古典学の書誌学的研究」(勉誠出版 平11・1)に翻刻された。
- (8) 小池一行氏「杉原宗伊自筆『百首和歌詠草』について」(書陵部紀要28 昭50・3) 参照。
- (9) 元定は貞俊男、のち元俊と改名、四郎左衛門尉・式部大夫・筑後守と号し、宝徳二年(一四五〇)より奉行人としての活動が確認される。「建武年間記」「永仁三年記」等を書写していることが知られ、武家故実の修得に熱心な人物であった。今谷明氏「室町幕府解体過程の研究」(岩波書店 昭60・10) 第二部・第一章「京兆專制」注(126)、設楽薫氏「室町幕府奉行人清元定と『齋藤親基日記』の関係をめぐる―同記紙背文書の紹介と検討を中心に」(国史学137 平元・4)、前川祐一郎氏「室町時代における『吾妻鏡』―東京大学史料編纂所蔵清元定本吾妻鏡を手がかりに」(明月記研究5 平12・11) 参照。
- (10) 大館尚氏も武家故実に精通し、「大館常興日記」がある。設楽氏「大館尚氏(常興) 略伝―將軍義晴の登場まで」(昭和六三年度科学研究補助金一般研究(B) 研究成果報告書「室町幕府関係引付史料の研究」平元・2) 参照。
- (11) 以下、引用は白山芳太郎氏「職原鈔の基礎的研究―並びに校本」(臨川書店 昭55・2)による。「職原抄」にも、現存本の体裁が必ずしも親房の意図を忠実に伝えていないという問題があるが、一応原姿と見られる顕統本の本文が再建されたこの著に拠る。
- (12) 玉井力氏「官司請負制―鎌倉後期の少外記にみる」(「朝日百科・日本の歴史別冊13 天武・後白河・後醍醐」朝日新聞社 平6・12) 参照。
- (13) 建武二年(一二三五) 正月、後醍醐によって甘露寺藤長が任ぜられた特例があるのみ(公卿補任 貞和元年藤長尻付)。
- (14) 永延元年(九八七)から平治元年(一一五九)を対象とする、「国司補任」第四・五冊(宮崎康充氏編、続群書類従完成会 平2・8、3・5)による。鎌倉期に入って、仁治三年(一二四二)三月七日の除目聞書に「伯耆權守 賀茂在公」と見え

- (平戸記)、「田中教忠氏所藏文書」のうちに、下毛野武音を伯耆權守に任ずる応永元年(一三九四)十二月九日口宣案が見える位で(大日本史料第七篇之一、七四五頁)、ほかの上国に比較すれば稀といつてよい。
- (15) 吉田早苗氏編刊本(吉川弘文館、平6・2)による。
- (16) 同じく「国司補任」第四・第五冊で検索すると、長門權守は五名、土佐權守は一七名、丹後權守は〇名という結果が出る。
- (17) 『安保文書』のうち、建武三年十二月一日直義安堵下文に「安保丹後權守光泰法師(法名光阿)」と見える(大日本史料第六篇之一、九〇八頁)。
- (18) 歌論歌学集成第十卷(三弥井書店 平11・5) 解題参照。
- (19) 井上宗雄氏「中世歌壇史の研究 南北朝期」(改訂新版 明治書院 昭62・5)、八二二頁。
- (20) 近年の研究では、下級廷臣の一族が特定の官衙の職員を独占して世襲し、その官衙の活動に伴う収益をそのまま得分とする運営方法、いわゆる「官司請負制」によって、朝廷は中世的な公家政權へと変貌を遂げたとみなされている。七五頁に挙げた「大炊頭」(31-01)の説明や、「造酒正」(37-01)に対する「諸道の四位五位是に任ず、いまは外記中家相伝して任ずる也、酒の課役共あり」との記述は、外記局を世襲した中原氏が「大炊寮や造酒司の長官に任ぜられること」で、その官司に附属する所領や課役を相伝していた実情をよく伝える。佐藤進一氏「日本の中世国家」(岩波書店 昭58・4) 参照。
- (21) 鎌倉南北朝期についても多くの業績があり、青山幹哉氏「王朝官職からみる鎌倉幕府の秩序」(年報中世史研究10 昭60・5)、「中世武士における官職の受容—武士の適応と官職の変質」(日本歴史57 平8・6)、二木謙一氏「中世武家儀礼の研究」(吉川弘文館 昭60・5)、上杉和彦氏「日本中世法体系成立史論」(校倉書房 平8・5)、金子拓氏「中世武家政權と政治秩序」(吉川弘文館 平10・12)、佐藤健一氏「鎌倉・室町初期の名国司—その出現と変遷」(今江廣道氏編「前田本『玉燭宝典』紙背文書とその研究」統群書類従完成会 平14・2)等を参照した。青山氏は、北条一門では得宗は相模守・武蔵守、名越流は遠江守・尾張守、金沢流は越後守、大仏流は陸奥守に代々が任ぜられることを指摘、累代同じ官職を経ることによってその家の任官例が成立し、逆に成立した家例をなぞることによってその官職を家のアイデンティティー確立の一助とする意図があったと推測されている。もとより武家は任官してもその官の職掌に従事することは殆どなかったが、それでも官職制度書が職掌や任官慣例などを平易に説明し、その官の持つイメージを具体的に惹き起させたために、よろこび迎えられたことは想像に難くない。
- (22) 『職原抄』はある意味では「百寮訓要抄」成立の契機になったといつてもよいほどに関係が深い書物であるが、諸本研究の結果明らかになったのは、「職原抄」から受ける絶えざる改変の圧力であった。それほどに「職原抄」が読まれたためでもあるが、

良基の意図を論ずるには良基自身が参照した記述と、後世に加わった部分とを厳密に分別しなければならぬ。既に『職原抄』の研究において「百寮訓要抄」との比較を通じて親房の政治思想を論ずる試みはしばしば行われているが、ただそれは例外なく『職原抄』の影響を色濃く受けた群書類従本を用いているため問題を貽す。なお、四辻善成「河海抄」が「親房卿記」の名で引用したことが知られ、『職原抄』は北朝公家にもよく知られた典籍であった。相田満氏「河海抄の作られ方―『職原抄』引用から見える問題を中心に」(国文学研究資料館紀要26 平12・3)参照。

(23) 金子金治郎氏「菟玖波集の研究」(風間書房 昭40・12) 四九四頁。成重・成種とする資料もあるが、量・重・種はいずれも「カズ」と読むので、同人とみなされている。「師守記」貞治四年六月二日条によれば「高階成重」(「当時祇候殿下□」)と注記あり)は観応二年六月二十二日に従五位下に叙され、同じく応安七年三月四日条に「民部権少輔高階成量」として見える。本姓は高階氏らしい。

(24) 「師守記」貞和三年九月十三日条・十月一日条裏書。このことについては中世の治天の君や摂関が推進した徳政との係わりがある。金沢正大氏「関白九条兼実の公卿減員政策―建久七年政変への道」(政治経済史学26 昭60・5)参照。

(25) 「師守記」貞治六年五月十五日条に「今夕弼將監成量尋申家君云、五位諸大夫拜任四職権大夫例不審之間、被注遣了」とあり、師茂は暦応元年(一二三三)以後の任官例八例を検出している。

(26) 鎌倉幕府では得宗が右京大夫になったくらいで「四職大夫」に任官する者は殆どいなかったが、室町幕府では斯波高経が修理大夫に任ぜられたのを早い例として、山名時氏が左京権大夫、細川頼之が右京大夫、赤松義則が大膳大夫に任ぜられた。ところで「了俊大草紙」によれば、武家では將軍の一族は四位殿上人に准じたという。これは武家政権が配下の武士を統御するために、殿上人(四位)・諸大夫(五位)・侍(六位)という公家の伝統的な階層秩序を借りたということである。鎌倉幕府においては北条氏だけが「諸大夫」の扱いで、一般の御家人は文字通り「侍」ということになる。ただ安達泰盛・土岐頼貞・佐々木導誉らは勲功により一族の下・侍の上にランクされたという。一代限りの恩典とはいいが、諸大夫層への抜擢であり、頼貞の孫頼康、導誉の男高秀とともに大膳大夫に任ぜられたのも將軍家に仕える諸大夫としてであったことになる。但し左京職を除いて武家はみな正官を帯びており、「実隆公記」明応五年(一四九六)十二月三日条に「抑行^二雜談、諸大夫任四職大夫之事、必可為権官、正大夫先例未曾有歟云々、尤有興之事也、可勘知矣」などとある故実の埒外にあったことになる。

(27) 続群書類従卷二百四十四所収。奥書に「百官和秘抄、一家相伝秘中秘也、拭洪眼染禿筆、奉進献^{秀吉公也} 関白殿下御前者也、于時天正十三年十一月節大吉日／正三位清原朝臣枝賢入道／雪庵道白上」とある。

(28) こうした逸脱の果てにある官職制度解説書として、『百官和秘抄』と同時代の成立と見られる『印書集』がある。相当位ごとに官職を列挙し仮名書きで解説していくものであるが、職掌や任官慣例の説明は誠に荒唐無稽な説に満ちている。ただ実体的ない朝廷の官職について、中世末期の人々が抱いていたイメージを代弁するものかも知れない。小峯和明氏「異端の官職」注「普通寺蔵『印書集』」(説話の言説―中世の表現と歴史叙述) 森話社 平14・6) 参照。

(29) たとえば、『革島家文書』一八一号・三条西公条自筆書状に(上略)又百寮訓要抄みせられ候へく候、やかて可進候、誰か本候哉、明日おなしく給候へく候」と見える(京都府立総合資料館紀要6(昭53・3)による)。また『言経卿記』文禄元年(一五九二)六月二十九日条・二年閏九月二十九日条・十月二十日条・三年二月十三日条に『百寮訓要抄』を柳原淳光から借りて書写したこと、その本を曲直瀬親純に貸したことが見える。

(30) 『水記』大永六年(一五二六)十月十二日条に「伝聞、徳大寺前左府今日被薨去、年纔満四十、可惜々々、当時如公事可為先達也、歎而有余者也」とあり、公胤が公事に通じていた様子が知られる。

(31) たとえば、鑄銭司の条で「百云、昔ハ銭ヲ鑄ケル所也、今ハ此官ナケレハ子細シルサス」と注解し、ついで主典の項を設けて「百云、六位以下任之」としている。引用は慶應義塾大学図書館蔵寛永五年版本(二冊。一四四・一六六・二)による。宮内庁書陵部蔵(室町末期)写九条種通筆本(一冊、五〇九・六五)、同蔵(室町後期)写『職原抄秘註』(一冊、五〇三・二五〇)も同じ内容。

(32) 群書類従卷七十二所収の「詠百寮和歌」とは全く別種のもので、『中世和歌史の研究』(明治書院 平5・6)付編「別本『百寮和歌』」で、東京大学総合図書館蔵南葵文庫本を翻刻される。歌数計百二首。なお、拙稿「肥前松平文庫蔵『百寮和歌』」『百寮和歌』―中世官職制度解説書の一変形として(『古典資料研究』2 平12・12)で、江戸前期写の同系統のもう一本を紹介した。

※本稿は科学研究費補助金・奨励研究A「日本中世の官職制度解説書の研究」に基づく研究成果の一部である。資料の閲覧調査を許された所蔵先の諸機関、図版掲載の許可を賜った前田育徳会尊経閣文庫・国立公文書館内閣文庫に深謝の意を表す。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図版 1 尊経閣文庫蔵明応十年写本 29ウ・30才

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図版 2 国立公文書館内閣文庫蔵慶安二年刊本 46才・59ウ

附・校本

【凡例】

- 一、校本は本稿の諸本研究をもとに、『百寮訓要抄』の第一類本の本文を提供することを目的とする。
- 一、底本には陽明文庫蔵慶長三年（一五九八）写本（外題・目録書名「百官寮訓要抄」）を用いた。
- 一、本文の翻刻はなるべく底本の面影を遺すように努めた。仮名遣・送り仮名・宛字・漢文表記・ルビなどもそのままとした。
- 一、右の原則に従いながら、利用の便のため、次のような操作を行った。
 - ・底本は官衙・官職などの標目を二字下げとし、改行して説明を加える体裁である。一方、下巻の「右近衛府」以後は逆に説明が標目より二字下げとなっている。後者の体裁に全体を統一した。
 - ・官衙には順に番号を施した。神祇官を1、太政官を2、中務省を3とし、以下省・寮・職・司・局などの官衙に一律に通し番号をふり、各官衙を構成する職員に枝番号をふった。太政官を構成する摂政・関白・太政大臣をそれぞれ2―01、2―02、2―03とし、中務卿を3―01とする如くである。諸国（53）は国別に枝番号をふり、各国の職員につき項が設けられている場合は孫番号まで設けた。たとえば山城権守は53―01―02となる。
 - ・読点を施し、また人名・官名の列挙には・を付けた。
 - ・底本の丁替わりは「で示し、本文の下に(19才)の如く示した。
- ・底本の漢字の旧字体・異体字は通行の字体に改めたが、一部生かしたものもある。

・底本には標目の直下に唐名を注するが、そのまま翻刻した。また「同」「同前」など本文が極端に短い場合も注記として示されることがあるが、内容が本文とみなされるものは全て改行し本文として示した。

・底本の虫損箇所は、底本の転写本である内閣文庫蔵写本（略号、紅）により補い、その文字は「 」で括った。

二、脚注には、底本と同一系統の東京大学史料編纂所蔵徳大寺家旧蔵元和二年写本（略号、元）との異同を中心に示した。

・反復記号や異体字の相違、送りがな・付訓の有無など内容に係わらない表記の相違は異同として採用しない。

・底本の字句が存さない場合は「〇〇―ナシ」としるす。

・異同は当該行の直下に記す。

・底本および元の本文が明らかに誤っている場合にのみ、尊経閣文庫蔵明応十年写本（略号、明）により本文を訂正し、それでも意不通の時には第二類本第一種の尊経閣文庫蔵〔室町後期〕写本（略号、尊）以下の諸本によって訂し、その旨を注記した。

末筆ながら、底本の翻刻掲載の御許可を賜った財団法人陽明文庫に篤く御礼申し上げます。

〔百〕寮訓要抄上

百官といふは天子にしたかふ内外の諸官也、必しも百の員数にはあらざれとも、百寮の儀にて申侍也、又百は数のおほき儀なり、内裏を百敷と申も百官の座をしかる、故也、昔令条にのする所の官、中古以来増減の事おほし、官のため人を撰はざる間末代には諸官の任人其数をしらす、凡延喜天曆以往は賢才によりて登用せられし也、村上円融以後は重代ばかりを賞して其身の堪否を不撰、是末代の政のれうちの故也、又上古諸官を定をかれし事「度々に(2ウ)及へり、いま職員令に載所の官の子細を書侍也、京中の諸官をは内官とも京官とも申なり、諸国の司をは外官とも縣召とも申也、京官の除目には京中の官を任し、縣召には諸国の官を任する也、

1 神祇官

神祇は人主のおもくせらる、故に百官の頭にをくよし令にみえたり、神祇官といふはいま八神殿わたらせ給神祇官の事なり、是を本官と申、神祇の人々天下の御祈を申時、此本官に候して申〔事〕也、「八神殿に天上の神たちを(3オ)みないわるたてまつるなり、

01 〔伯〕

大常卿 大卜令

是は神祇官のかみなり、伊勢太神宮以下の神事祭祀をつかさとる、昔高家の人々は是に任す、中古以来は王氏として姓もたまはらぬいまの伯かたう任する也、

○には―にては

○儀なり―義なり(以下この異同採らず)

○其数を―その数

○以後は重代ばかりを―以後はかりを

○不撰―あらはれず

○職員令 底本「員令」。尊ほか諸本により訂す。○諸官―もろ／＼の官 ○内官―内裏

○縣召―あかた

○京官の除目―京官除目

○いま―いまの ○神祇の―神祇

○八神殿に―たてまつるなり 底本脱す、元・明により補う。

○昔高家―昔は高家

公達殿上人などは神祇官などを思さけたる也、大方王孫は四代までにて、五代にあまりぬれば王の数にもあらず、今は数代の王孫なれば、たゞ姓を賜はらぬはかりにて王孫のよしなり、

02大副 大常少卿 03權大副 04少副 05權少副

已上神祇の大副せふとて、当時卜部・中臣の輩など一任す、諸神の神主など(37)任する也、

06大祐 大常丞 07權大祐 08少祐 09權少祐

以上おなしき神祇の輩、まつ是に任す、子細同上、

10祭主

百官には入されとも、次にしるし侍也、伊勢太神宮の事をつかさとる、昔は然へき人もなりけるにや、今は一かう地下の者にてある也、二位三位になれとも昇殿なとする事はなし、

2太政官

〔太政〕官といふは、眞実朝家の政を成敗する所也、今〔の官〕廳など申は(4)

此儀也、大臣・公卿政務を成敗の人はみな太政官の被官也、弁・少納言・外記・史など申儀式官も太政官の内の官也、

01撰政 曲阜

藤氏長者第一の人は是に補す、撰政に二の儀あり、昔堯舜に世の政を撰行せら

○公達殿上人―公達の殿上人
○四代―四世

○大常少卿 底本脱か、元・明により補う。

○当時―當時は

○大常丞 底本脱か、元・明により補う。

○然へき―しるるへき(以下この異同採らず)

○儀式官も―義式官もみな

○曲阜 底本脱か、元・明により補う。○第一の人―第一人

○堯―堯の ○撰行せられ―撰行

れ、舜の禹に又政を撰行せられしは、皆国家を譲らむかために先試の撰政なり、本朝にも欽明天皇の時聖徳太子の撰政せられし、此儀也、一には天子のおさなくわたらせ給ふ時、政をあつかりて撰行する也、成王のおさなか(4ウ)り時、周公且叔父にて政を撰行せられし、始なり、左伝にも魯の桓公おさなかりし時、隱公の撰政せられしも此儀也、我朝には忠仁公、清和天皇の外祖にて貞観に周公且の例に任て天下の政を撰行すへきよし、詔を下されしなり、凡撰政は座を天子とひとしくならへて南面君は南面、臣は北面して、天下の政を成敗する也、されは天子にひとしき職なり、

02 関白 博陸 大鹿山 執柄

漢の宣帝の霍光といひし人に天下の政をアツカガマウス関白(へき)由の詔を蒙し、此職の始也、本朝には陽成院(の御)時、元慶に昭宣公、霍光か例によりて関白(5オ)の(詔)を下さる、又撰政・関白は内覧とて天子に申文書を先執柄にみせ合て

後に奏聞する也、又藤氏の長者とて代々昔より家に管領し来る也、関白は人臣の位にて只政を管領する也、撰政の儀にはかはるへし、撰政・関白を殿下と号して殿と申は、天下にをきて傍若無人の間衆庶尊ひてた、申つけたる也、

03 太政大臣 大相国 大師

一人に師範し四海に儀形也、国を治め道を論し陰陽をおさむるよし、令に(5ウ)もみえたり、されは王佐の才をたくはへて天子をたすけ奉へき器用の人の成

せさせられ ○撰行せられしは
—撰行せさせられしは

○天子と—天子に

○博陸 大鹿山 執柄 底本脱か、
元により補う。明は「博陸 大
麓 執柄」と注記。

○関白の—関白

○号して—号し

○一人に 底本「二人」、元・明
により訂す。

○儀形也—儀形たり

へき官也、其人なければ是を闕、此故に則闕の官と申なり、此官は昔大友皇
子よりはしめてなれり、摂政・関白の兼官也、但執柄は猶上にてあれば、太
政大臣を望事はなし、主上御元服の時は必執柄任する也、加冠のため也、凡
人の極官也、当時久我・中院・三条・西園寺・花山・大炊御門、此一流の
人々、賢才によりて宿老の後なる也、人臣の極官にてある也、

04 左大臣 左僕射 左相府

「

(6才)

〔諸〕の政事を奉行す、左大臣には一上の宣下といふ事あり、第一の臣下なれば
太政官の内の事を悉取沙汰する也、何事も禁中公事は一上まいりて行事也、
不参の時こそ次の大臣、大中納言も奉行する事にて侍れ、是も中院・閑院の
黨、重代の人々才能によりて任する也、昔は文才なき人の大臣に任する事は
なき也、中古以来は譜代とて無才無能の人々も任する、政のすたれたる故也、

05 右大臣 右僕射 右相府

ツカサトル
宰事左大臣に同、又任する人も同事也、左大臣不^レ参の時は何事も右大臣^(6才)
行へし、又左大臣なき時右大臣も一上の宣旨を蒙也、

06 内大臣 内府 内相

宰事右大臣に同、是は令条にはなき官也、本朝には大織冠はしめて任せらる、
令になき官をは令外の官と申也、源氏の物語にも数の外の大臣と内大臣をは
申たる也、

○大友皇子―大友王

○執柄―執柄の

○人臣―人臣

○政事―政

○太政官 底本「太政大臣」、元・明により訂す。○禁中―禁中の

○文才 底本「又才」、元・明により訂す。○故―ナシ

○不参の―参せざる

○右大臣―右大臣の
○左大臣なき時―左大臣のなき時は
○内相 底本「大相」、元・明により訂す。

07 大納言 亜相

天子喉舌の官也、下の申事を上へ申、上の事を〔下への〕ふる職なり、又君のあしき事を仰らるゝをは「〔すて〕」、能事をは申由、令条にもみえたり、始(7才)は四人にてありしか、次第におほくなりて当時は十人にてあるなり、参議より納言の数の多き事不可然由代々沙汰あり、執柄、三家の人々、日野・勤修寺なども当時はなる也、諸官いづれも近来は過分の昇進ともにてあれば、大納言にかきらす皆同事也、亜相と申は大臣を亜て公事なと行故也、今も敷奏と申は天子に物を申議奏人を申也、

08 中納言 黄門

宰所大納言に同、又任する人も大略同事也、中納言「中将と申は只一人ある(7ウ)事也、執柄の臣より外はならず、但実朝右大臣任せられたる事は別義也、公卿の上卿など申事は大臣より中納言まで是をつとむへし、中納言令条にはなし、昔は員数四五人にてありしかと、次第におほくなりていまはこれも十人なり、

09 参議 相公

ことに才学ある人任する官也、陣の座にて物を〔読〕右筆をする器也、文才なくては任せざる事也、是〔は昔〕より八人、当ても子細なし、八座と申也、「宰相」中将などは大臣の家可然人のなる事也、見任公卿と申は大臣より参議(8才)

○などもーも

○敷奏とー敷奏など

○実朝ー実朝の ○任せられたる事 底本「任せられ事」、元・明により訂す。○別義ー別の義

○才学ある人ー才学ある人に

まてにてあるへし、参議には執柄も諸家名家の人々任するなり、

10 左右大弁 尚書大丞 蘭臺

是も才人のなる官也、参議の兼官などは名家の人々殊執する事也、重代の人ならては是もならず、陣の右筆諸事奉行する器也、執柄、三家の人々などは近比はいたくならず、但其例はおほし、名家の人、儒家の人殊に執する官也、

11 左右中弁 同中丞

是も諸事を奉行の職也、職事の兼官也、名家の人々これに任す、公達三家の人は近比は任せず、其も先例はおほきなり、

12 左右少弁 左少丞 左司員外郎

任する人同上、天に七星あり、官に七弁ありと申て昔より七人、そのうち中少弁の中に時に随而権官を置く、也、三司を兼すると申て、弁官・職事・廷尉佐を兼するを名家の人々の規模にはする也、近比は公達の人はいたく任せず、それも先例はおほし、

13 少納言 給事中

命命令には三人なり、詔勅宣下などの事を宰、名家の人も儒者の家も誰もなる也、是も譜代のもの任せらるへし、故実なき仁はならぬ事也、少納言は侍従を兼官するなり、

14 大外記 外史

(8ウ)

(9オ)

○人々任するなり―人々も皆任する也

○左右大弁―左大弁 ○尚書大丞 底本「尚書 大丞」、元・明により訂す。

○などは―なんとは

○是も―ナシ ○諸事―諸事を人々―人

○おほし 底本「なし」、元・明により訂す。○儒家の人―儒家

○これに 底本「此等」、元・明により訂す。○公達―公道

○三家の人―三人人々

○左司員外郎 底本「左司員外郎」、元・明により訂す。

○名家の―名家 ○公達―君達

○先例は―先例か

○任せらるへし―任せたるへし
○仁は―仁 ○少納言は―少納言はかならず
○兼官する―兼官とする

清家・中家兩流なり来る、上首の外記を局務と申、天下の文書を書をく、先

例を勘へ万の公事を奉行す、其家ならては更他人のならぬ官なり、昔より重

代の仁の外は任する事なし、外記の局に古今の文書を納侍れば天下の明鏡の」(9ウ)

職なり、二人あるへし、或は三四人もあり、

15 少外記 同

宰所大略大外記におなし、清家・中家など任へし、権官也、

16 左大史 都史

第一の史を官務といふ、是も文書勘例を宰事外記に同、官外記兩局は本朝の

文書をおさむる所にてあれば、殊更重代の者を任せらる、他人は是に補する

事なし、

17 右大史 同上 18 左少史 19 右少史」

(10才)

いづれも官が一族の外は任せず、以上大臣以下、太政官の被官也、

3 中務省

此省は詔書、宣命、諸の宣旨を納る所也、人の位階の位記なども此所へ下さ

るへし、

01 卿 中書令

親王の任する官にてあれば、臣下の任する事はなし、親王なき時は闕にてあ

るへし、

○書をく—かきおき

○外記の局—外記局

○同上—同左

○位記 底本「位袍」、尊ほか諸本、および職員令により改む。

02 大輔

殿上地下諸大夫、雲客に至まで任する也、むかしは「地下諸大夫などは八省の輔に任するを先途にする也、いまはよろつの者とも善悪をいはす任す、返々無念の事也、医陰両道の輩なども規模とする官也、かやうの事近代あまりにすたれ侍り、尤可有興行哉、

(10ウ)

03 少輔

任する器用、大輔に同、大方中務などは殊八省の中には規模にてあれども、当時はあまりに零落し侍り、

04 侍従

拾遺

令には八人とみえたり、わすれたるを拾ひ、かけたるをおきぬふ官也、公達の家の人々任する也、日野・勸修寺、儒家などはならず、当時は其数おほし、むかしは擬侍従とて節会にまいる人をなされし也、いまは其官なし、

(11オ)

05 内舎人

通事舎人

これは童殿上などのなる官也、昔は武勇をならはせける程に内舎人は坂東の国へつかはされけるとぞ、今はかやうの事なし、いまた元服せずして殿上の簡につくは皆内舎人也、又下臈も内舎人にはなる也、

(11ウ)

4 内記局

中務省被官也、詔勅、宣命、詔書などを納らる、所也、

○任す―任する

○規模と―規模に ○かやうの事 底本「かやうの事を」、元・明により訂す。

○殊―こ、に (以下この異同探らず)

○かけたる―かきたる

○儒家などはならず 底本「儒家などはかならず」マコ、元・明により訂す。

○内舎人は―内舎人をは

○かやうの事―かやうの事も

○納らる、―書おさめらる、

01 大内記 柱下 内史

詔勅、宣命を書者にてあれば、代々儒者のなる也、故実なき仁をは任せられず、和漢の才学ある人をなさるへき也、いまは儒家、諸大夫などの任する也、柱下類林として百卷はかりの文あり、これも内記の宰所の詔勅をあつめたるもの也、内記をは柱下と申也、」

(12才)

02 少内記

宰所大内記に同、近代は六位の地下の者共、史などもつねに任する也、大略地下の六位の職也、

5 監物局

管鑑を納る也、

01 大監物 城門

管鑑、鈴印、伝符、飛駅の函などの事を宰る、地下の五位已下のなる官也、近比は殊に零落す、侍などもなる也、

6 太皇太后宮職

これは第一の后なり給、后妃の至極の人は是になり給ふ、天子の国母御祖母などの宿老の、ちなり給、

(12才)

01 大夫 長秋監

是は其後の宮にしたしき人任すへし、執柄も三家の人々もみな可然人の任す

○宰所―掌とる事 ○史なども―史など

○伝符―底本「伝府」、元・明に
より訂す。

○後の宮―后宮

る事也、后宮の内を管領する也、公卿大納言などのなる也、

02 権大夫

是も大夫におなし、中納言・参議など任すへし、大夫につきたる人也、

(13ウ)

03 亮

四位の殿上人のなる也、公達も名家も皆任す、時によるへし、

04 権亮

すけにおなし、

05 大進

名家の五位の人々これに任す、四位に叙する時はこれをさる、^去

06 権大進

大進におなし、

07 少進

地下の五位なども是に任す、

08 権少進

六位任すへし、

凡太皇太后宮・皇太后宮・皇后宮・中宮、「みな后のなり給事也、大夫已下(13ウ)の官皆同事也、后わたらせ給はぬ時は闕にてあるへし、

7 大舍人寮 宮闈令

○参議など 底本「参議などに」、元・明により訂す

○「太皇太后宮権大進」項 底本脱す、元・明により補う。

○などもーなど

○六位任すへし 底本「大進に同」、元・明により訂す。

○宮闈令 底本「宮闈令」、明に

宿直の事をつかさとる由令にみえたり、節会の時諸脚を召事は大舎人の役也、
行幸の時御綱などの事を奉行す、

01 頭

四位以下の輩、医陰両道などこれに任するなり、

02 助

六位是に任す、

03 権助

本寮より挙するに随而任せらるゝ、是を本寮の奏といふ、

8 図書寮

秘書令

経籍図書之事、仏像紙筆墨の事を宰也、いまも宿屋紙などは此寮より出す也、

本定不審

01 頭

秘書郎

地下の四位五位是に任す、医陰両道など近比は任する也、

02 助

五位六位これに任す、

9 内蔵寮

金銀珠玉錦綾を宰、又天子御服を奉行する所也、いまも月別の御服調進子
(14ウ)

細なし、

01 頭

倉部

より訂す。

○行幸の時―行幸時

○大舎人頭元、標目の下に「宮
閤令」と注す。

○四位以下の輩―四位以下地下ノ
輩

○任せらるゝ―任せらる

○秘書令元により補う。

○今も宿屋紙などは―今の宿や紙
本定不審

○任する也 底本「任」、元・明に
より訂す。

○錦 底本脱す、元・明により補
う。○天子―天子ノ

(14才)

しかるへき四位の殿上人是に任すへし、天子の御服を奉行する人なれば、口伝も故実もなき人は任すへからず、ことに人を撰らる、職也、

02 権頭

地下の五位これに任す、昔はかやうの官は然へき人皆任せられしなり、近比はみな零落す、

03 助

是も地下の五位六位任す、いまは沙汰に及ざる事也、

04 権助

同前、

10 縫殿寮

掖庭

衣服を裁縫事をつかさとる也、

01 頭

地下の四位五位近比はこれに任する也、

02 助

是もいまは下品の輩任する也、

03 権助

同前、

11 陰陽寮

(15才)

○撰らる、—エラムル

○任せられし—任セシ

○底本「内蔵助」の標目脱し、本文は「内蔵権頭」の項に繰入す、元・明により補訂す。

天文、曆、風雲の気をうか、ふ職也、天地変異を奏聞す、これを密奏といふ也、司天の輩は毎「夜星を伺ふ、これを司天台と云也、

01 頭 司天監

陰陽道の輩、賀茂・安部の両家第一の者はに任す、更他人の任する事はなし、殊更名誉重代をえらはるへし、

02 助

是も陰陽道の輩任すへし、

03 権助

同前、

04 陰陽博士 大卜正

当道の輩の内可然仁これに任すへし、

05 権陰陽博士

同前、

06 曆博士

こよみを作輩器用を撰て是に任す、

07 権曆博士

子細同前、

08 天文博士

○天地―天地ノ

(15ウ)

○「陰陽助」項 底本脱す、元・明により補入す。

○大卜正 底本脱か、元・明により補う。

(16才)

○こよみ―コユミ ○任す―任セラル

司天第一の者これに任す、密奏宣旨とて変異を伺ひ奏聞すへきよし宣旨を蒙
也、

09 権天文博士

これも当道の内さりぬへき輩任すへし、

10 漏剋博士

これも漏を宰、晝夜の時を伺也、漏水のうつるをまもりて時をた、しく知職
也、

(16ウ)

11 権漏剋博士

子細同前

12 内匠寮

物を作事を宰、

01 頭 中尚令

これも地下の五位、医陰両道など任するなり、いまは造物奉行などはせぬに

や、

02 助

六位以下これに任す、

13 式部省

内外の文官の事を宰、兵部は武官を宰、式部は文官を宰、選叙といひて昔
(17オ)

○第一の者—第一者 ○密奏—蜜
奏ノ ○よし—ヨシノ

○これも—是ハ ○宰—ツカトル
○うつるを—三日ヲ ○まもりて
—マホリテ

○造物—造物ノ

○六位以下これに—底本「六位こ
れらに」元・明により訂す。

○文官を宰—文官ヲツカサトル也

は人の才能を撰て官職をさづけし也、左様の輩をも此省にて先試らるゝ也、昔は一分召の除目として此省にて諸国の史生などを任せられしなり、凡天下の大事を奉行する省也、

01 卿 吏部

第一親王是に任す、更によのつねの臣下は任せぬなり、親王も宿老の人の極官にて有へし、

02 大輔

儒家の人の第一の侍読など任すへし、殊に「才名ある人の任する事也、儒家(17ウ)ならては任せず、

03 権大輔

これも可然儒者任すへし、

04 少輔

これも儒道の人任すへし、

05 権少輔

同前、権大輔のある時は任せられず、

06 大丞

地下の六位可然者は任す、

07 少丞 一

(18才)

○吏部 底本脱か、元により補う。

○第一—第一の ○臣下—人臣
○任せぬなり—任セヌ事也

○儒家の人—儒家人

14 大学寮
同前、

此寮には先聖先師の御影あり、廟堂と申也、諸国より撰ひたてまつる学生共
参任して晝夜学文をする所也、寮の試などあるへし、燈燭料とて学窓の燈を
賜て稽古は晝夜おこたらず、さてこそいみじき学生共も出来する事なれ、い
まかやうの事跡もなき事也、あさましき事なり、

01 頭 祭酒

儒道の輩道に達して名譽の者是に任すへし、

02 文章博士 翰林

是も儒者の先途の官也、殊才名を撰はるへし、兩人あるへし、

03 博士

近比は大外記是に任す、明経の口伝故実ある輩任する也、

04 助教

これは明経の輩故実ある器を撰はるへし、是も外記の輩任する也、

05 直講 直学生

同前、

06 明法博士 律学

法曹の儒第一の者是に任す、殊才名を撰はるへし、律令格式をたしなむ、是

(19才)

(18ウ)

○たてまつる—タテマツレリ
○学生共 底本「学生共を」、元・明により訂す。
○稽古は—稽古 ○学生共も—学生トモ ○出来ぬる事なれは—底本「出来ぬる事なれは」、元・明により訂す。○いま—今ハ
○跡もなき事也—跡モヤウ也

○これは—是モ

○直学生—直学士

○同前 底本「直講」の下に注す、今改む。
○律学 底本脱か、元・明により補う。

○才名—オカケ

を法曹と申なり、

07 算博士 寮竹儒

算道を伝ふる輩是に任す、ことに才名を撰ふへきなり、算の道は易より出たり、当時は善家の輩などは是を伝たり、

08 音博士 音韻儒

音を教む事を宰由令にみえたり、地下の六位外記などこれに任す、

09 書博士 手書儒

手跡を教る事を宰、いまでも是を清中の家の外記などはに任す、

已上紀伝南家・普家などの儒也、史書を相伝す

明経中家・清家の外記、本経を相伝す

法曹道志輩、律令を相伝、

15 治部省

諸の祥瑞、慶雲、寿星などの類、上瑞・中瑞・小瑞とてあり、又五位以上婚姻の事を宰、継嗣をおもむする故也、委細は治部式にみえたり、諸の僧の事を宰、凡朝家の大事を奉行する省也、

01 卿 礼部

三位以上公卿の任する也、昔は殊可然公卿の納言などの後任する規模の官也、可然殿上の四位以上も任する也、名家の人々にこれに任す、

(20オ)

(19ウ)

○寮竹儒—寮竹儒

○才名—才カク

○当時は—当時

○などは—ナト

○音韻儒 底本脱か、元・明により補う。

○任す—マカス（以下この異同採らず）

○いまでも是を—今ハ是モ

○清中の家の—清中家ノ

○紀伝—記伝

○相伝—相伝ス

○道志輩 底本「道壽輩」、明ほか諸本により訂す。○相伝—相伝ス

○小瑞—少瑞

○おもむする—ヲモヒスル

02 大輔

四位五位可然人これに任す、凡八省輔は名家の人々、諸大夫の極官也、いまは零落し侍る也、

03 権大輔

是も名家の人々、諸大夫可然輩任すへし、

04 少輔

子細同前、大輔は少輔にまさるへけれども、家に随而あなちささほとん勝劣はなきにや、

05 権少輔

子細同前、名家の人々、地下の諸大夫これに任すへし、

16 雅楽寮

哥舞の事をつかさとる、男女楽人音声を撰ひて此寮にて稽古せられしなり、

01 頭

大寮令 協律

諸大夫、医陰両道の輩も是に任す、

02 助

地下の六位是に任すへし、か様の職は先祖のなり来るを執する事なれば、あなち勝劣あるへからず、

17 玄蕃寮

○名家の—名家

○零落し侍る也—零落シ侍ルニヤ

○名家の—名家

(20ウ)

○まさるへけれども—マサリ侍ルヘケレトモ ○勝劣—勝負

○名家の—名家 ○諸大夫—諸大夫モ

○男女—男女ノ

(21オ)

○勝劣—勝負

仏寺僧尼の事を宰也、又唐人來朝するをみちひく、玄蕃と申は蕃客の事也、唐人を蕃夷と申へし、鴻臚館とて唐人のつく所も此所にあるへし、古今の秘事もろこしの判官是也、

01頭 主客 鴻臚卿

地下の諸大夫、諸道の輩是に任す、

02助

おなしき六位これに任す、

18諸陵寮

天子の山陵を宰也、凡喪葬凶礼を宰、昔より天皇の代々の御墓を奉行する也、

01頭 廟殿

陰陽道の輩、宿老の人可任、山陵の事を奉行する也、

02助

同輩六位これに任すへし、

19民部省

此省は諸国の事を宰也、国々の年貢などを此省に沙汰しける也、又人の忠孝をも此省にてた、しおこなふなり、民部省の図帳とて日本国の指図堺などを定たる文の数百卷、此省に昔より伝て日本国の重宝にて侍しなり、近比は失て侍^{ラヌ}。にや、いたく見及侍らず、諸国の境相論などの時、此図帳にて勘へら

(21ウ)

- 仏寺 底本「仏事」、元・明により訂す。○唐人―唐人ノ
- みちひく 底本「みちひきて」、明ほか諸本により訂す。
- 蕃客の事也 底本「客の事」、元・明により訂す。
- 秘事―秘事二 ○是―ナシ
- 主客―主客

(22オ)

- 陰陽道の―陰陽道 ○人―人ヲ
- 此省は―此省
- た、し―但
- おこなふなり―ヲコナフケル也
- 堺―境 ○此省に―此省ニハ
- 失て侍^{ラヌ}。にや―失テ侍ニヤ

れしかは明鏡にそ侍し、

01 卿 戸部

これはしかるへき納言以上のなり侍る事也、昔は殊更執し侍し官也、宿老の納言なる事なり、治部卿よりは猶是をは人の執し侍けるにや、諸国の事などを取沙汰して天下の大事をいろふへき故也、

02 大輔

殿上の四位五位これに任す、地下人も任する也、名家、儒道の人々皆是に任す、八省の輔いつれも同事なれとも、人の家々に執しつけたる様侍れ」は其(23オ)やうさためられし事なし、

03 権大輔

四位五位名家、諸家みなこれに任する也、

04 少輔

殿上地下の五位是に任す、同前、

05 権少輔

是も同前、正よりは権は次なる事にてあれとも、近來は殿上人などもた、同品なるやうに任する也、八省の輔皆如此、さきにも申侍るやうに昔は地下の諸大夫極官にて侍る也、当時は返々零落」し侍る也、

20 主計寮

(22ウ)

○明鏡にそ—明鏡ニテソ

○治部卿よりは—治部卿ナトヨリ

○大事を—大事ニ

○殿上の—殿上

○さためられし事—定レル事

○地下の五位—地下五位

○た、底本「多々」^{*}、元・明に
より訂す。

○諸大夫—諸大夫ノ

(23ウ)

諸国の年貢雑物をかすへ納るよし令にもみえたり、

01頭 金部

地下の五位六位、官外記の輩皆これに任す、諸国の雑物をはかりおさむる職

なれば、算師といふ者をこの被官にきて算をかせけるなり、興ある事也、

02助

地下の六位是に任す、近比は官外記、諸道の輩などこれに任す、

(24才)

03権助

同前、

21主税寮

これも倉廩諸国の年貢の事をつかさとる、大炊寮に納へき米などを此寮より

かすへ入らる、なり、

01頭 倉部

是も官外記、諸道の輩任す、主計寮におなし、主計・主税を二寮と申て昔は

温職に申ける也、

(24才)

02助

子細主計におなし、

03権助

同前、

○雑物―親物

○算師―管師

○任す―任スル也

○此―コレ

○かすへ―底本「かまへ」、元・明により訂す。

○主計寮におなし、主計・主税を二寮と底本「主計寮に主計主税を二寮と」、元・明により訂す。

○主計―主計ノ助

22 兵部省

内外の武官の事を宰、先にも申侍やうに、百官の内、文官の事は皆式部省宰、武官の事は此省みな成敗する事也、兵器武具などをも此省に納られし也、又城をかまへ溝堀事も此省の役也、

01 卿 兵部

(25才)

親王も任す、又納言以上可然公卿も任する也、是も殊更親王の官にてあれば人の執する也、武官の事を成敗する職也、されとも將軍などのやうに武藝にたつさはる事はなし、只武官の事を奉行するはかりなり、

02 大輔

四位五位名家、諸家皆是に任す、自余の八省の輔におなし、

03 権大輔

子細おなし、

04 少輔

同、

05 権少輔

同、

(25才)

23 隼人司

百官名帳、歌舞を宰由令にみえたり、又行列の事を宰、

○溝堀事―溝ヲ掘ル事

○されとも―サレトモ又

○みえたり―ミユ

01 正 布護

五位六位是に任す、いたく人の執せざる職也、地下の者おほく是に任す、

02 佐

地下の六位是に任す、

03 権佐

同、

24 刑部省 刑部

人の科条を宰職也、囚人などの事を沙汰しける也、いまは此儀なし、

01 卿

三四位の人は是に任す、名家、儒家など皆任来れり、

02 大輔 03 権大輔 04 少輔 05 権少輔

八省の輔いづれもさきにしるし侍る、同事也、

06 大判事 司直

人の罪名を判断する職也、いまは檢非違使の一の者、明法の輩任するなり、

他人は任せず、殊人をゑらひて是に任せらる、

07 小判事 許史

これも檢非違使道志の輩任すへし、

25 囚獄司 都官

(26才)

○佐「佑」と作るべきか。七七頁参照。

○権佐「権佑」と作るべきか。

○刑部元は「刑部卿」の標目の下に注す。

○此儀—此儀モ

○任来れり—任シキタル也

○いまは—今モ

○ゑらひて是に—エラミテ是ヲ

○許史—許史

○道志—道者

是は獄門の事を宰、よひ名も不吉なるによりて、いたく近比は人の任せぬ職也、

01正

近代人の任せぬ事にてあれはしるすに及はず、

26大蔵省

諸国の米銭金銀珠玉、よろつの雑物納らる、所なり、天子の御蔵也、」

01卿 大府卿

三位四位名家儒家以下皆是に任す、昔天下の雑物を奉行の官にてあれはことに人をあらはれしなり、いまはさやうの事もなければ零落し侍にや、

02大輔

さきに申侍やうに八省の輔は同事也、但此輔などをはいたく人の執し侍らぬにや、

03権大輔 04少輔 05権少輔

おなし事也、」

27織部司 織染

錦綾羅の風情を織侍る職也、糸などをもうむ事を宰、いまは大宿直など申様なる所也、

01正

○不吉なるに―不吉ニ
○近比は―近來

○「囚獄正」の項 底本脱す、元・明により補う。

○雑物―雑物ヲ

○昔―昔ハ

○などをは―ナトヲ

○にや―ナシ

○権大輔：権少輔 元、標目の下に「同前」「同」「同」と注す。
○おなし事也―ナシ

(27ウ)

○うむ 明および第二類本「そむる」と作る。
○いまは大宿直―今ノ大宿

(27オ)

地下の五位是になる、官外記の輩などは是に任す、

02 佐 03 権佐

子細おなし、

28 宮内省 司農

諸国の雑物、官田、御膳様の事を宰、

01 卿

三位四位名家儒家皆是に任す、

02 大輔

子細上にみゆ、大蔵・宮内などはいたく人の執し侍らぬにや、

03 権大輔 04 少輔 05 権少輔

おなし、

29 大膳職

諸国の雑物、御膳、諸食物を宰、いまでも朝廷の礼にたまふ饗膳をは皆大膳職

より沙汰することなり、し、ひしを、つけくさひら、くた物などを「皆此」(28ウ)

職にてつくるへきよし令にみえたり、

01 大夫 光祿

四位五位これに任す、是も諸大夫のなり侍る也、四職の大夫と申は「大膳・左

右京・修理なり、地下の諸大夫などのことに執し侍る事也、

(28オ)

○佐「佑」と作るべきか。元、
「子細同前」と注す。

○権佐「権佑」と作るべきか。

○子細おなし―子細同前

○宰―ツカサトル也

○三位四位―三四位

○権大輔 元、標目の下に「同前」と注す。

○諸食物―モロくノ食物

○令に―ナシ

○なり侍る也―ナリ侍ル官也

02 権大夫

地下の四位五位これに任す、

03 亮

六位これに任す、

30 木工寮

木作事を宰、料材を納め番匠を管領す、いまも内裏以下の修理、御造作皆此

寮の沙汰也、

01 頭 本作

四位五位是に任す、禁中の修理已下奉行の仁たるへき間、代々其器量を撰て
なさるゝなり、たゝ名はかりにてはあるへからず、寮領を知行する仁なる事
也、諸大夫これに任す、いたく他人などの執する官にあらず、

02 権頭

是も五位の諸大夫、諸道の者共任する官也、いたく執せざる官也、

03 助

六位これになる、

04 権助

同前、

05 大工

06 権大工

07 小工

08 権小工

(29ウ)

(29オ)

○四位五位 底本「四位」、元・明により訂す。

○木作―木作ノ事

○器量を―器ヲ

○たゝ―ナシ

○寮領を―カナラス寮領ヲ

○いたく…官にあらず 底本脱か、明ほか諸本により補う。

○執せざる官也―執セス

○「木工権助」項 底本脱す、元・明により補う。

みな番匠の名也、細工所を奉行する間、此輩ををかる、也、又算師といふものあり、材木の員数をかそへんためなり、

31 大炊寮

諸国の米穀并諸司の食料を納をかる、所なり、後三条院の大炊寮の御稲田として諸国に定置る、いまも禁中の第一の用脚なり、」

01 頭 大倉

四位五位諸道の者はに任す、近比は外記代々相伝してなる官也、御稲田などを奉行する間、局務外記など知行するなり、いまは代々相伝の様になり侍にや、

02 助 03 権助

六位これに任す、

32 主殿寮

禁中殿庭を掃除して松柴炭燎などの事をつかさとる奉行なり、」

01 頭

地下の五位是に任す、近比官などはに任す、

02 助 03 権助

六位是に任す、

33 典薬寮

○細工所を―此職細工所ヲ

○かそへん―カスエン

○後三条院の―後三条院

○御稲田 底本「稲田」、元・明により訂す

○助・権助 元、それぞれ「六位コレニ任ス」「同前」と注す。

(30ウ)

(30オ)

○近比官などはに任す 底本脱か、明ほか諸本により補う。

○助・権助 元、それぞれ「六位是ニ任ス」「同」と注す。

諸国の薬を納らる、所也、此寮には薬園あり、茶園、枸杞園あり、乳牛の牧とてあり、乳をとらむかため也、又井あり、諸の薬をくす園に植て御井にて洗ひ調する也、大内には皆かやうにありし事也、いと興ある事にや、

01頭 大医

第一の医師四品已上の者必これに任す、当道の「極官也、殊名譽の輩を撰はるへし、凡国家の器用を撰はる、事は専文武医の三の道也、人の命をすくふ

(31オ)

職也、実に其人を撰はるへし、

02助

五位已下是に任す、医師の外は他人ならず、

03権助

是も当道の者の外は任せず、五位六位の輩是に任す、

04医師

六位これになる、凡鎮守府・左右近衛府・左右兵衛「府などにも皆医師をはをかる、也、人の病を察せんかため也、

(31ウ)

05医博士 医儒

当道の四位五位これになる、

06権医博士

同上、

○諸国の「モロくくノ

○茶園「茶其

○井「御井

○くす園 底本「具

す園「元「クズ其」、明ほか諸本により訂す。

○すくふ「ステフ

○外は「外

○などにも 底本「左右などにも」、
衍文とみなして元・明により訂す。

07 針博士 主儒

四位五位是になる、これもはりを沙汰すへき人なるへし、

08 権針博士

同上、

09 侍医

当道の可然四位五位これに任す、人数あるへし、

10 権侍医

同上、

11 女医博士

沙汰ありしと云々、これも当道の輩なるへし、女の療養を奉行すへき職也、

12 権女医博士

同上、

34 掃部寮

此寮は疊薦筵、御殿の御装束の事を奉行する所也、

01 頭 守宮

諸道の四位五位これに任す、近来は外記多任する也、御殿の御装束以下の事

を奉行する也、

02 助 03 権助

○これも―是ハ

○人数―数人

○沙汰ありしと云々―沙汰アルヘ
シト云々 *第二類本この句無
し。○療養 底本「寮養」、元
・明により訂す。

○薦―是モ ○御殿の―御殿

○守宮 元・明により補う。

○近来は―近来

○助・権助 元、それぞれ「地下

(32ウ)

(32オ)

地下の五位六位これになる、

35 正親司

皇親の名籍の事を宰由令にみえたり、皇親とは天子の御したしき宮などを申也、近代此事奉行する事なし、

01 正 宗正

地下の五位これに任す、いたく人の執せぬ官なり、

02 佐 03 権佐

五位これに任す、

36 内膳司

天子の供御を奉行する官也、たとへは膳部所など申所同事也、昔内膳の御飯ならては主上はきこしめさぬなり、凡諸の御膳の具を此所にをかる、

01 別当

可然公卿、大中納言以下是に任す、御膳を奉行すへき人なれば公達もしかる

へき家々の人も任する也、

02 正 尚食

四位五位これに任す、

03 奉膳

高橋の氏ならては任せざる官也、

ノ五位六位是ニナル」「同上」と注す。

○皇親―重親

○事なし―事ナラシ

○宗正 底本「宗匠」、元により訂す。

○佐 「佑」と作るべきか。

○権佐 「權佑」と作るべきか。

○五位 「六位」と作るべきか。八一頁参照。

○膳部所―膳申所 ○昔―昔ハ

○御飯 底本「御館」、元・明により訂す。○きこしめさぬなり―キコシメサヌ事ナリ

(33ウ)

(33才)

04 典膳

六位これに任す、

37 造酒司

酒を作職也、酒屋を構、酒壺を奉行する官也、色々の酒清濁とて作、又醴とて一夜の内につくりたるを所々へまいらする也、皆酒司作たる酒也、」
(34才)

01 正 典酒

諸道の四位五位是に任す、いまは外記中家に相伝して任する也、酒の課役共あり、

02 権正

五位六位これに任す、

03 佐 04 権佐

六位これに任す、

38 采女司

諸国よりまいらする采女を此所にをかる、采女と申は国々より可然美女を撰て天子にまいらする也、」御陪膳などをもゆるさる、女房也、古今集にも哥(34ウ) 読などやさしき事共おほし、

01 正 02 権正

医陰両道輩など地下の五位是に任す、

○官也 底本「所官也」、明ほか諸本により訂す。
○つくりたる―ツクリタル酒

○造酒権正 この官のこと七六頁参照。

○佐 「佐」と作るべきか。
○権佐 「権佐」と作るべきか。

○美女―美女トモ

○まいらする―マイラセシ
○古今集―古今集ナト

○采女権正 七六頁参照。

○地下の五位―地下五位

03 佐 04 權佐

六位これに任す、

39 主水司

諸国の氷室を幸、カタキカユルキカユ 饘粥を幸由令にみえたり、いまも諸国の氷室を管領し

て夏水を奉る也、

01 正 白髮

諸道の輩これに任す、近来は外記是に任す、

02 權正

同

03 佐 04 權佐

いづれもおなし事也、

40 彈正台

是は世間風俗シツメキヨム肅清、亦非違の事をたす、今も檢非違使の廳など申所也、昔

は彈正京中の檢断をおこなひしなり、中比よりは檢非違使のおこなふ事にな

りたる也、

01 尹 霜下

親王是に任す、又大納言以上可然人々任す、三家の一人々のなる官也、公卿
(35ウ)の執する官也、

(35才)

○佐 「佑」と作るべきか。元、「六位是二任ス」と注す。
○權佐 「權佑」と作るべきか。元、「同」と注す。

○由一ト

○夏水一夏ノ水
○奉る 底本「奉行する」、元・明により訂す。

○諸道の一諸道 ○近来は一近来
○「主水權正」の項、底本脱か、元により補う。なお七六頁参照。

○檢非違使一檢違使

○是に任す一是に任スル ○人々一人ニ

02 大弼

四位五位これになる、殿上人など常になる官也、

03 少弼 04 忠

六位これになるなり、

百寮訓要抄下

41 左京職 左京兆

左京といふは大内の東、此京也、田宅、名籍、年貢以下、惣してこの京の事をつかさとする所也、

01 大夫

殿上地下の四位是に任す、名家、儒家、諸道の輩皆これに任する也、四職の大夫はことに執する職にて、諸大夫の極官にて無左右はなるましき事にてあれとも近年かやうの事零落する也、

02 権大夫

四位五位これになる、

03 亮 04 権亮

五位以下是に任する也、

42 東市司

(36ウ)

(36オ)

○「彈正忠」の標目 元ナシ。
○これーナシ

東京の市を管領する也、財資よろつの雜物を買売する真偽をたす所也、い
まも如形司領あるにや、

01 正 市令

五位以下任す、市の事をつかさとるへし、

02 佐 03 權佐

六位以下任すへし、

43 右京職 右京亮

大内の西の京の事也、是又西の京の事をつかさとる、宰事左京職に同、

01 大夫 02 權大夫 03 亮 04 權亮

左におなし、

44 西市司

西の京の市也、つかさとる事東京におなし、

01 正 02 佐 03 權佐

おなし事なり、

45 東宮

これは東宮の御座の時の官也、御座なき時はあるへからす、

01 傅 太子傅

執柄大臣これに任す、東宮を扶佐したてまつる職にてあれば、殊に執する也、

(37ウ)

(37オ)

○ 佐 「佑」と作るべきか。
○ 權佐 「權佑」と作るべきか。

○ 佐 「佑」と作るべきか。
○ 權佐 「權佑」と作るべきか。

撰政・関白・太政大臣・左右大臣・内大臣、皆兼官に任す、規模の官なり、

02 学士 賈客

春宮の御師範也、名譽の儒者これに任す、殊重代才学を撰てなさる、事也、」(38才)

46 春宮坊

春宮の御在所名也、青宮と申も東の方にかたとるはるのこゝろなり、

01 大夫 僮事令

これは又坊中を管領する職なり、可然公卿大納言以上是になる、規模の官也、

名家の人などは不可成、

02 権大夫

中納言以上の人は是に任す、大夫におなし、

03 亮

殿上の四位可然人は是に任す、殊器量を撰はるへし、」

04 権亮

殿上の四位五位これに任す、

05 大進 06 権大進

五位以下是に任す、名家の人々もいつれもなるなり、

07 少進 08 権少進

五位六位これになる、

(38ウ)

09 主膳監

春宮の御膳をつかさどる職也、

10 主殿署

春宮の内の掃除などを奉行する職也、

11 主馬署

春宮の内の御馬屋を奉行する職也、

12 主工署

春宮の内の修理造作を奉行する職也、

47 齋宮寮

伊勢齋宮わたらせ給時此官あるへし、いまはたえたる事なれば、子細しるす

に及はず、

48 齋院司

賀茂齋院御座の時此官あるへし、絶たる事なれば不注、

49 修理職

匠作

内裏の修理造作の事奉行職也、諸の工以下此所にしたかふへし、

01 大夫

四職の大夫の事さきにしるし侍る、同事也、

02 権大夫

03 亮

04 権亮

(39ウ)

(39オ)

○造作の事 底本「造作の事を」、
明ほか諸本により訂す。

四職の任人前に委細注す、此内聊の勝劣あれともおなし事也、
50 勘解由使

諸国の参期、四度解など申て年貢をた、し」勘て国司の善悪をつかさとる、

01 長官

三位以上可然人皆これに任す、近来儒者名譽の人など任せらるへし、

02 次官

殿上地下四位五位皆これになる、

03 判官

六位是に任す、

04 主典

六位以下これに任す、

51 鑄銭司

昔は銭を鑄ける所也、今は此官なければ委不注、

52 兵庫寮

武庫

儀杖武官の器也兵器等を納らる、所也、

01 頭

四位五位是に任す、武官にてあれば其器を撰はるへし、

02 助

03 権助

(40才)

(40才)

○ 近来 底本「近衛」、明ほか諸本により訂す。

○ 殿上 底本「殿上の」、明ほか諸本により訂す。

53 諸国

地下の六位これに任す、

(41才)

諸国七道の官也、是を外官といふ、大国・上国・中国・小国あり、諸国の守
をは受領と申也、国司の事也、当時の守護人のことし、当任は四ヶ年也、能
国司をは重任とてかさねて又四ヶ年をたまふ、又延任とて任をのへらるゝ事
あり、皆よく国を治め賢者のきこえある者をは重て年を延らるゝ也、わろき
をはやかて一任にてかへられしなり、さてこそ国もおさまり賢名あるをは賞
せられしなり、昔は一国の管領する人は殊更賢を立しは此故也、勘済公文」(41ウ)
と申て年貢を能沙汰しつれば抽賞せらるゝ、あしくさしたる人をは未公文と
てなかく任官などをも〔とゝ〕めらるゝ事もあり、

五畿内

01 山城国

01 守

殿上地下の五位これに任す、上国・中国・下国によりて聊の差別あれとも

大概は同事也、

02 権守

地下の五位六位是に任す、又春の除目の時参議」雲客などの兼官になる事
もあり、これは別の事也、(42才)

○小国 明「下国」と作る。

○任官 底本「伊官」、明ほか諸
本により訂す。

03 介 04 権介

地下の六位これに任す、是も公卿殿上人などの兼官は別の事也、

05 大掾 06 権大掾

下品の者六位是に任す、

07 掾 08 権掾 09 少掾 10 権少掾

おなし事なるへし、

11 大目七位 12 権大目七位 13 目七位 14 小目七位 15 権小目七位

已上国々の司、いつれも同事也、但権守并介なき国あり、おくにしるし侍

る也、大方諸国の介・掾・目に至まで皆得分ある事なれば、昔は任符といふ物をいたして諸国にて皆給はりける也、人給とて親主・大臣・公卿の年ごとに給はりけるも得分ありけるなるへし、

02 大和 山城に同、

03 河内 同前、

04 和泉 権守并介なし、
掾目は同事也、

05 摂津 山城に同、

東海道

06 伊賀 権守介なし、

07 伊勢 山城に同、

08 志摩 守は高橋氏六位成、
権守并介なし、

09 尾張 山城に同、

10 参河 山城に同、

11 遠江 山城に同、

12 駿河 山城に同、

13 伊豆 権守并介なし、

14 甲斐 山城に同、

15 相模 山城に同、

16 武蔵 山城に同、相州武州は近比関東の人々殊に執したる国也、

17 安房 権守并介なし、

(43才)

(42才)

○得分ある 底本「得分あく」、
尊ほか諸本により訂す。
○任符 底本「任府」、尊ほか諸本により訂す。

18 上総、此守は大守として親王より外は任する事なし、介よりして諸人は是を任する也、介をかみと詔也、

東山道

21 近江 山城に同、 22 美濃 山城に同、 23 飛驒 權守并介なし、

24 信濃 山城に同、 25 上野 親王是に被任子細上総に同、

26 下野 山城に同、 27 陸奥 近代関東の人々執せらる、国也、

28 出羽 山城に同、

29 陸奥出羽按察使府 陸奥・出羽大國にてある間、此兩國を殊更成敗する所也、

01 按察使 都護

陸奥・出羽を管領する職也、大納言可然人是になる、中古以来國の成敗はなし、陰陽師・医師など此府にをかる、なり、

北陸道

30 若狭 權守介なし、 31 越前 山城に同、 32 加賀 山城に同、

33 能登 山城に同、 34 越中 山城に同、 35 越後 山城に同、

36 佐渡 權守介なし、

山陰道

37 丹波 山城に同、 38 丹後 山城に同、 39 但馬 山城に同、

40 因幡 山城に同、 41 伯耆 權守なし、 42 出雲 權守なし、

43 石見 權守なし、 44 隱岐 權守なし、

(44才)

(43ウ)

○飛驒 底本「飛駄」、明ほか諸本により訂す。

山陽道

45 播磨 山城に同、

46 美作 山城に同、

47 備前 山城に同、

48 備中同、

49 備後同、

50 安藝同、

51 周防同、

52 長門同、

南海道

53 紀伊 山城に同、

54 淡路 權守介なし、

55 阿波 山城に同、

56 讃岐 山城に同、

57 伊予 同上、

58 土佐 同上、

59 大宰府 鎮西九国之宰府也、

01 帥 都督

親王是に任す、臣下は任する事なし、

02 權帥

大納言以下是に任す、正帥ある時は權帥あるへからず、

03 大貳

參議兼官、又四位已上是に任す、

04 少貳

五位是に任す、

05 權少貳

同上、

(447)

○都督 底本、前行に標目として在り、今改む。

06 大監 07 権大監

以上六位これに任す、

此府にも医陰両道をはをかる、也、又大唐通事とて唐の事を和通の者をもをかる、

西海道

60 筑前 山城に同、

61 筑後 山城に同、

62 豊前 山城に同、

63 豊後 山城に同、

64 肥後 同上、

65 肥前 同上、

66 日向 權守なし、

67 大隅 權守介なし、

68 薩摩 權守介なし、

69 壹岐 權守介なし、

70 対馬 同上、

54 左近衛府

近衛府といふは君をちかくまもり奉る武勇の職也、左右の衛門左右兵衛をは外衛といふ、これは宮城の外を警固する也、近衛は門内をけいこすへし、

(45ウ)

01 大将 幕下

府のかみと申、近衛の大將軍也、執柄、三家の人々殊に執する職也、大臣な

とよりも近衛大将をは凡人の人々先途にするなり、大納言・中納言の兼官也、

中納言大将はまれなる事也、弓箭を帯する武官也、

02 中将

近衛のすけと申、公達殿上人四位五位これになる、名家、儒家は是にならず、

(45オ)

○にも 底本「とも」、明ほか諸本により訂す。○又大唐通事：をかる 諸本「又大唐通事とて唐の通事の官あり」とし、明はさらに「以前申様に此官も古今のよろこしのはん官にて候よし申にや、いつれにてもこそあれ又はる様哉」との一文あり。第二類本第三種は傍線部を「いつれにてもあれ、また有様候哉」と作る。八〇頁参照。

○左近衛府 底本「右近衛府」、明ほか諸本により訂す。

○近衛府 底本「近衛」、明ほか諸本により訂す。

○大納言：まれなる事なり 底本脱か、明ほか諸本により補入す。

○すけと申 底本「すけと申は」、

是も禁中警固の職なり、弓箭兵杖を帶すへし、

03 少将

四位五位これに任す、中将におなし、

04 将監

親衛

五位六位是に任す、

05 将曹

隨身等是に任す、他人はいたく任せず、

55 右近衛府

大将・中将・少将以下左に同、仍是をしるさす、

56 左衛門府

これも宮城守護職也、外衛といふ也、門外を警固すへし、

01 督

大中納言是に任す、殊に執する官也、

02 佐

四位五位是に任す、

03 權佐

五位是に任す、五位藏人、弁官を兼して此佐を兼して使の宣旨を蒙を三事と申也、

(46才)

明ほか諸本により訂す。

(46ウ)

○しるさす 底本「任す」、明ほか諸本により訂す。

04 大尉

檢非違使の道志可然ものは是に任する也、

05〔少〕尉

同檢非違使共五位六位是に任す、

06 大志 07 少志

少尉におなし、

57 右衛門府

左衛門府におなし、

01 督

納言三位四位以上是に任す、子細左衛門におなし、但左にはいさ、かおとる

へし、

02 佐

殿上地下の五位これに任す、

03 権佐 04 大尉 05 少尉

左におなし、

58 左兵衛府

これも禁中警固の官也、門外をかたむ、衛門府のことし、又行幸行列などの事をつかさとる、又宮中巡檢する官也、

(47才)

(47ウ)

○佐 底本「権佐」、明ほか諸本により訂す。
○殿上地下に任す 諸本にこの一文無し。衍か。

○行列 底本「列」、明ほか諸本により訂す。

01 督

三四位是に任す、衛門におなし、但聊おとるへし、

02 佐 03 権佐

殿上地下の五位これに任す、

04 尉

地下の六位是に任す、

59 右兵衛府 01 督 02 佐 03 権佐

左におなし、

60 左馬寮

諸国の牧の馬を立をかる、延喜の式にのする所の毎年の御馬数百疋に及へり、

諸国の牧又その数をしらす、駒牽といふは八月はかりにて当時は侍れとも、

月々の駒牽其数あり、委細は延喜の式の左馬寮式にみえたり、

(48ウ)

01 頭 典殿

四位五位是に任す、武官にて侍り、ことに人を撰はる、官也、

02 権頭

四位五位是に任す、

03 助 04 権助

五位六位これに任す、

(48才)

61 右馬寮 01 頭 02 権頭 03 助 04 権助

左におなし、但聊勝劣あるへし、

62 征夷使

四夷をしつめ、辺国を治め、逆臣を征罰し、一朝守護の職也、征東將軍・征西將軍は皆東西の一方をしつむる將軍也、征夷將軍は一天四海を警固する武將也、

01 大將軍 大樹 柳營

むかしは三位四位など武勇に付てなり侍るなり、中古より殊に武家の重任也、殊更鎌倉右大將以後は執する事にせられたり、亦執柄親王も関東管領の人々は皆是に任せらる、異他重職也、」

(49ウ)

02 大樹

隋高類、大將軍とて槐下にて事をさく、此木をさらす後代のしるしなり、召伯か甘棠のことし、是より大樹將軍といふ、

03 柳營

周亞夫、細柳營に陣す、此故に此号あり、

63 鎮守府

陸奥・出羽の管領也、

01 將軍

○高類 底本「高類」、諸本同じ、
隋書高類伝により今改む。

東国をしつめ陸奥・出羽を管領する職也、

02 軍監

六位是に任す、武事をつかさとる、

64 施薬院

薬を宰る所也、執柄の管領也、宇治関白殿以後は医道のともからに給ふ、

01 使カミ

施薬院のかみなり、医道の先途の官也、雅忠以後丹家の医師相伝の職也、和気は其例おほしといへとも不吉の由沙汰あり、

65 穀倉院

諸国の米おさむる所也、

01 別当

四位五位諸道の者これに補す、近比は大外記など是に補す、

66 檢非違使

使廳なり、天下の非違を糺断す、

01 別当

大理

大中納言ことに器量を撰はる、職也、白河院の仰には五ヶの徳あるもの任すへしと仰られけるとそ、容儀、才学、富貴、譜代、近習、以上五ヶ也、

02 左佐

(51才)

(50才)

(50才)

廷尉佐と申、さきに申侍りつるやうに職事などの任して使の宣旨を蒙也、

03 右佐

左におなし、

04 左大尉

道志宿老の者これに任す、

05 左少尉

道志五位六位これに任す、

06 右大尉 07 右少尉

左におなし、

67 勸学院

執柄の管領也、南曹と申は大学寮の南にある故也、藤氏の学生学問する所也、

大学寮のことし、

01 别当

藤氏弁官のうち可然人は是に補す、南都を奉行の人也、ことに器量を撰、公卿

の例もあり、

68 学館院

橘氏の管領のかみなり、是定といひて大臣の「管領せらるゝ也、多く執柄の

(52オ)

人の管領也、梅宮も橘氏の管領にてあれは一具の事也、

(51ウ)

○藤氏 底本「藤原」、明ほか諸本により訂す。

○大臣の 底本「大臣と」、明ほか諸本により訂す。
○多く 底本「多之」、明ほか諸

69 奨学院

これは源氏の人の管領也、

01 別当

源氏大臣・大納言是に補す、

70 淳和院

同前、

01 別当

源氏第一の人は是に補す、源氏長者といふ、」

71 内教坊

女の舞人の候所也、いまも踏哥の舞妓などは内教坊よりまいる、女房の舞樂を稽古せさする所也、

01 別当

大納言已下可然人は是に補す、

72 大歌所

これも舞樂をならはする所也、

01 別当

納言しかるへき人の管絃にたへたる人補すへし、」

73 殿上

(53オ)

(52ウ)

本により訂す。

内裏の殿上なり、五位六位職事などいふも皆殿上の被官也、

01 別当

左大臣一の上必是に補す、至極の規模の職也、

02 藏人頭二人

殿上を管領す、惣して殿上人の貫首也、重代の人、公達も名家も殊に器量を撰、任せらる、也、羽林方・弁方いづれも重代によるへし、

03 五位藏人三人

是も三家の人々、名家、いづれも器量重代によりて補^せをらる、なり、天下の繁務を奉行の職なれば殊更其器量を撰はるる事也、

(53カ)

04 六位藏人

名家、儒家、諸大夫、重代の者是に補する也、

05 非藏人

同前、

74 記録所

禁中にて諸の訴訟を判断せらる、所なり、(54オ)後三条院延久に殊興行ありて天下の政道をなをされし時才仁を撰て寄人に置れし也、上卿・弁・寄人など皆世務にたへたる器量を撰て補せらる、なり、

○判断 底本「捌」、明ほか諸本により訂す。

75 文殿

院の御治世の時、諸人の訴訟を決断せらるる所也、衆・開闔以下、諸道の儒
ことに器量を撰て被補なり、

76 執柄家

家司・職事・年預・御厩・文殿・御隨身所、大略」院中におなし、

(54ウ)

77 位階

官位相当にのする所の官と位と中古以来はさらに相当の事なし、皆位はたか
く官はいやしきなり、

01 一品

親王至極の極官也、

02 二品

親王の位也、

03 三品 04 四品」

皆親王の御位也、人臣にはあらず、一位二位を一品二品といふ事は不可然事

(55オ)

也、

05 正一位

天下の諸神の御位也、むかしは執柄以下皆正一位に叙せられしかとも、中古
以来は神位にをそれて贈位の外は人臣叙する事はなし、

06 従一位

○衆 底本「象」、明ほか諸本に
より訂す。

○年預 底本「年貢」、明ほか諸
本により訂す。

撰政・関白・太政大臣・左右大臣・内大臣是に叙す、大納言の例邂逅也、

07 正二位 08 従二位

已上納言是に叙す、

09 正三位 10 従三位

已上納言参議、又只散位の人も叙す、

11 正四位上

正上として諸道の輩などより外は叙せぬ也、弁官などはつねの事也、

12 正四位下 13 従四位上 14 従四位下

殿上地下の輩みなこれに叙す、

15 正五位上

正上として諸道の者のほかに叙せず、

16 正五位下 17 従五位上

殿上地下の輩皆是に叙す、

18 従五位下

同前、従五位下をは叙爵と申なり、

19 六位 20 七位 21 八位

六七八位の事は委細注すに及はず、六位より下の位階は除目の申文などのほ

かはいたく叙する人なし、

(56オ)

(55ウ)

○諸道の者のほか底本「諸道の者」尊ほか諸本により訂す。

78 女官内侍司

01 尚侍オウシツノカミ

執柄の女などは是に任す、女御・更衣同程の事也、近代は此官に任する人まれなり、

02 典侍オウシツノスネ

大中納言の女是に任す、紅紫の織物の禁色をゆるさるゝ也、源氏の物語にゆるしいるといふも紅紫の事也、上臈女房なり、

03 掌侍

公卿、殿上人、諸大夫の女是に任せらる、第一の内侍を勾当といふなり、

本云 此一巻依左府幕下不審作進之、
鹿苑院殿

他人不存知事等多載之、不可有外見者也、

二条殿 日本第一撰政揚名介 御判

(以下近衛信尹筆) 柳原大納言淳光會弟
慶長三年戊戌月日雇龜齋終写功了、

(57ウ)

(57オ)

(56ウ)